

令和7年度第1回龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会

日 時：令和7年8月7日（木）午後2時から

場 所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

（1）地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理について

（2）計画期間等の見直しについて

4 その他

5 閉 会

龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員一覧

任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで

No.	選出区分	機 関 ・ 団 体 名	氏 名	新再の別
1	地域福祉活動を実践している者	大宮ふるさと協議会	おおたけ のぼる 大竹 昇	新任
2		北文間コミュニティ協議会	むてき まもる 武手木 守	新任
3		長山地域コミュニティ協議会	うめざわ よしみつ 梅澤 良光	新任
4		馴柴まちづくり協議会	ふじむら さとこ 藤村 里子	新任
5		馴馬台地域ひなっこ協議会	たじま しゅんじ 田島 俊二	新任
6		八原まちづくり協議会	うえだ たかこ 上田 隆子	新任
7	関係団体の推薦を受けた者	龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会	ながの ひろし 永野 浩	再任
8		龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会	たなか たかのり 田中 孝紀	R7. 7. 1-
9		龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会	いながわ めぐみ 稲川 めぐみ	再任
10		龍ヶ崎市長寿会連合会	あおやま しげこ 青山 しげ子	再任
11	社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会	すぎの みさこ 杉野 美左子	再任
12	学識経験者	流通経済大学	さとう じゅんこ 佐藤 純子	再任
13	公募の市民		おおはし まさのり 大橋 正則	新任
14			さこがわ じゅんこ 佐子川 淳子	再任
15			ふくだ えれな 福田 瑛怜菜	新任

委員長

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
1	1-1-1	地域福祉意識をはぐくむ	地域福祉に関して学ぶ機会の提供	(1)	○講演会・フォーラムなどの開催	社会福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 認知症疾患医療センター等と連携し、講演会等を開催する。 （障がい福祉課） 予定なし	（福祉総務課） 令和6年度は、池田病院認知症疾患医療センターと連携し、認知症イベントを開催した。オンライン講演会や認知症マフ体験会、認知症高齢者徘徊声かけ模擬訓練等を実施した。 （障がい福祉課） 令和6年度は、茨城県障害者福祉の集いを当市で開催した。障がい者福祉に関する情報の共有や講演を通して交流を図った。	概ね順調	（福祉総務課） 認知症疾患医療センター等と連携し、講演会等を開催する。 （障がい福祉課） 予定なし
2	1-1-1			(2)	○出前講座での福祉事業の説明	文化・生涯学習課	文化・生涯学習課	市広報紙及び市公式ホームページで事業を周知する。 （福祉関係講座申込数） 令和5年度実績：17件→令和6年度目標：20件	市公式ホームページで出前講座のメニューを紹介した。また、メニューの見直しを行い、令和7年度以降のメニューがより市民にとって魅力的なものとなるよう見直しを行った。申込数は目標件数を下回ったが、実施後アンケートの結果はいずれも好評だった。 令和6年度出前講座開催申込数 57回 うち福祉事業関係講座申込数 16回	概ね順調	市広報紙及び市公式ホームページで事業を周知する。 （福祉関係講座申込数） 令和6年度実績：16件→令和7年度目標：20件
3	1-1-1		地域活動への理解促進	(3)	○地域活動への理解を促す取組の実施	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	住民自治組織の加入率や取組みについて、広報紙に掲載し周知を図る。また、住民自治組織代表者が集まる行政事務説明会にて、活動の手引きを配布しその役割について説明することで、地域活動への理解を促す。	住民自治組織の加入率調査の結果や住民自治組織の役割、活動例等を市広報紙に掲載することで、地域活動への理解促進に努めた。	概ね順調	住民自治組織への加入率や活動例を市広報紙に掲載していくことに加え、住民自治組織代表者に向けて「区・自治会・町内会 活動の手引き」を配布し、代表者の役割を説明していくこと等を通じて、地域活動への一層の理解促進を図っていく。
4	1-1-1		他者を思いやる心を育てる取組	(4)	○人権啓発・人権教育の実施	市民窓口課 文化・生涯学習課	地域づくり推進課	人権啓発活動として講演会の実施を計画するなど、人権尊重思想の普及高揚を図る。また、12月の人権週間に合わせ、茨城県との共催で人権フェスタを当市で開催するほか、各種イベントに合わせ啓発物品の配布を行い意識啓発を図る。	人権週間期間中の令和6年12月7日（土）に、県民一人ひとりが身近なところから人権について考え、思いやりの心を持って、人権問題への正しい理解と人権尊重に対する認識を深めてもらうことを目的として、大昭ホール龍ヶ崎大ホールにおいて、「人権週間記念フェスタ」を茨城県や水戸地方法務局等関係団体とともに開催した。その中で、性的マイノリティであることをカミングアウトしている、ものまねタレントのハリウリサ氏を講師として人権講演会を開催した。また人権尊重の理念に関する正しい理解に資するために、茨城県人権啓発活動地方委託事業を活用し、令和7年1月18日（土）に仲岡しゅん弁護士を講師として性的マイノリティに関する講演会を大昭ホール龍ヶ崎小ホールにて開催した。その際に、参加者へポケットハンドブック等の啓発品を配布した。	概ね順調	人権に関する情報を市広報紙や市公式ホームページに掲載し周知するとともに、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現を推進するための講演会を計画し、市民のダイバーシティ意識の醸成を図る。
5	1-1-1			(5)	○学校における心の教育の実施	指導課	指導課	龍の子人づくり学習を推進していく中で、児童生徒の社会参画力の育成を図る。学校と地域が連携し、地域の方々と交流や体験活動を通して「感謝の気持ち」や「郷土を大切にすること」を育む。 （地域人材を活用した授業：市内16校で実施予定）	市内小中学校で龍の子人づくり学習を推進し、地域の方々と以下のような交流・体験活動を行うことにより、「感謝の気持ち」や「郷土を大切にすること」を育むことができた。 〔実施例〕 伝統行事体験、稲作体験、昔遊び、地域防災訓練、職場体験（市立中学校2年生が市内192事業所で実施） 〔福祉体験例〕 手話体験、車椅子体験、アイマスク体験等	順調	龍の子人づくり学習を推進していく中で、児童生徒の社会参画力の育成を図る。学校と地域が連携し、地域の方々と交流や体験活動を通して「感謝の気持ち」や「郷土を大切にすること」を育む。 （地域人材を活用した授業：市内15校で実施予定）

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
6	1-1-2	地域福祉を支える人材を育てる・活かす	人材の発掘・参加促進・育成	(1)	○ボランティア養成講座の実施 シルバーリハビリ体操指導士 元気アップ体操指導員 傾聴ボランティア	健幸長寿課	福祉総務課 健康増進課	（福祉総務課） 活動しているボランティアの高齢化が否めないため、ボランティアの養成講座を実施する。また、ボランティアのスキルアップ研修は継続して実施する。 （健康増進課） 市広報紙等を通じて「シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会」及び「元気アップ体操指導員養成講座」の参加者を募集し、指導員の育成を行う。	（福祉総務課） 令和6年度は傾聴ボランティアの養成講座を実施せず、傾聴ボランティアのスキルアップとして研修を定例会で実施した。 （3回/年 認知症・高血圧、消費者被害、介護保険の施設について） （健康増進課） 各養成講座に対し、以下の指導者を育成した。 ・シルバーリハビリ体操指導士3級 全5日間 3名 ・元気アップ体操指導員 全5日間 1名	概ね順調	（福祉総務課） 活動しているボランティアの高齢化が否めないため、ボランティアの養成講座を実施する。また、ボランティアのスキルアップ研修は継続して実施する。 （健康増進課） 市広報紙等を通じて「シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会」及び「元気アップ体操指導員養成講座」の参加者を募集しさらなる指導員の育成を図るとともに、各体操教室の周知をする。
7	1-1-2			(2)	○人材バンク制度の登録推進 （知識・技能・経験を活かす）	文化・生涯学習課	文化・生涯学習課	市広報紙及び市公式ホームページで事業を周知する。 （令和5年度紹介実績：3回→令和6年度目標値：5回）	市公式ホームページで出前講座のメニューを紹介した。 令和6年度人材バンク講師紹介実績 3回	課題がある	市広報紙及び市公式ホームページで事業を周知する。また、人材バンク講師一覧を更新する。 令和6年度紹介実績：3回→令和7年度目標値：5回
8	1-1-2		専門技能等の 資質向上	(3)	○介護支援専門員連絡協議会での 専門研修	健幸長寿課	福祉総務課	介護支援専門員の資質向上を目的に専門研修を開催する。	地域包括支援センターや介護支援専門員連絡協議会と連携し、専門研修を実施した。 （市主催：1回）	概ね順調	介護支援専門員の資質向上を目的に専門研修を開催する。
9	1-1-2			(4)	○障がい福祉サービス事業所連絡 協議会での専門研修	社会福祉課	障がい福祉課	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会で制度改正や困難事例の研修会を通じ、専門技能の向上を図る。	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会において、事業所の管理者や担当者向けの研修会を2回実施し、専門技能の向上に努めた。 ・令和6年9月4日「龍ヶ崎市の『障がい福祉計画』について」 ・令和7年1月29日「茨城県と龍ヶ崎市における障がい者虐待の現状」「虐待の事例検討」	順調	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会で制度改正や困難事例の検討などの研修を行い、福祉サービスの質の向上を図る。
10	2-1-1	人々が つながる交流 機会の促進	住民同士の交流 機会創出 （他者とつながる）	(1)	○地域子育て支援センターにおける 子育て世帯の交流の促進	こども家庭課	保育課	それぞれの地域子育て支援センターにおいて、専門の講師を招いた講習や、時節に合った行事・イベントを企画し、0～2歳児の親子が交流できる場を提供する。	市内にある各支援センターにおいて、施設ごとに特色ある行事・イベントを毎月実施し、利用者から好評を得ている。	順調	市内にある各子育て支援センターにおいて、関係機関等とも連携し毎月施設ごとに利用者のニーズに沿った行事・イベントを企画し、参加した親子が交流できる場を提供する。
11	2-1-1			(2)	○高齢者ふれあいサロン活動を運営する 団体等への支援	健幸長寿課	福祉総務課	令和6年度は16団体の支援（新規2団体）を引き続き行っていく。また、新たに事業の趣旨に合致した団体を支援することで、高齢者の「通いの場」を拡大する。	令和6年度は16団体（新規2団体）の活動を引き続き支援した。新たに相談があった団体に趣旨や準備について説明を行った。	概ね順調	令和7年度は16団体の活動を引き続き支援していく。また、昨年度に相談があった団体や新たに事業の趣旨に合致した団体を支援することで、高齢者の「通いの場」を拡大する。
12	2-1-1			(3)	○地域コミュニティ協議会が実施する 行事や催し物などへの支援	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	地域担当職員を中心に地域コミュニティ協議会が実施する行事や催し物の支援を行う。	各地域コミュニティ協議会が開催する行事や会議等に地域づくり推進課や地域担当の職員が出席・参加することで、各協議会の活動支援を行った。	概ね順調	各地域コミュニティ協議会と行政とのパイプ役である、地域づくり推進課や地域担当職員による行事への参加や会議での行政情報の提供等による支援を通じて、各協議会の一層の活動促進を図る。
13	2-1-1			(4)	○小中学校におけるあいさつ声かけ 運動の促進	文化・生涯学習課	文化・生涯学習課	協力団体への周知を強化し、実施する。 （令和5年度実績：69名→令和6年度目標値：100名）	協力団体に周知し、年度中に2回（7月、11月）実施した。 令和6年度実績：60名（2回の合計）	概ね順調	協力団体への周知を強化し、実施する。 （令和6年度実績：60名→令和7年度目標値：80名）
14	2-2-1		断らない相談 窓口	(1)	○福祉の総合相談窓口の設置	社会福祉課	福祉総務課	福祉コンシェルジュが配置当初から支障なく対応に当たれるよう、業務マニュアルを作成する。	福祉コンシェルジュに対して、その役割、福祉相談を受ける際の初動対応のフローと、健康福祉に関連する市等の事業及び所管課等を掲載したマニュアルを作成し配付した。	順調	福祉に関する困りごとについてコンシェルジュに問い合わせがあった際には、関係課等と連携して対応する。
15	2-2-1		高齢者の相談 支援	(2)	○地域包括支援センターにおける 相談支援	健幸長寿課	福祉総務課	引き続き、2箇所の地域包括支援センターで総合相談支援事業を行い、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等につなげていく。	地域包括支援センターを業務委託し、総合相談窓口を2箇所に増設することで、相談体制の充実を図った。	概ね順調	引き続き、地域包括支援センターと連携を図りながら、相談しやすい体制づくりを行う。
16	2-2-1			(3)	○在宅医療連携相談室（龍ヶ崎市 医師会）との連携による相談支援	健幸長寿課	福祉総務課	引き続き、地域包括支援センターと連携を図りながら、相談しやすい体制づくりを行う。	龍ヶ崎市医師会に在宅医療連携相談室を開設し、医療面での相談を受け、関係機関につなげた。相談件数は増加傾向にあり、迅速に対応するため、地域包括支援センターと連携を図った。 （相談件数：63件）	概ね順調	引き続き、地域包括支援センターと連携を図りながら、相談しやすい体制づくりを行う。
17	2-2-1		障がい者の相談 支援	(4)	○基幹相談支援センターにおける 相談支援	社会福祉課	障がい福祉課	精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置し、相談者に対して適切な支援などを行う。	精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置し、相談者に対して相談支援を行った。	順調	精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置し、相談者に対して適切な支援などを行う。
18	2-2-1			(5)	○障がい者相談員による相談対応	社会福祉課	障がい福祉課	相談員が適切な相談・助言・指導を行えるように、県が実施する研修会への参加を通じて、相談に必要な知識の向上を図る。 さらに、相談窓口において、手帳取得時等に相談員の周知を行う。	障がい者相談員を設置。 身体障がい者相談員 3人 知的障がい者相談員 1人 身体障害者相談員中央研修会、茨城県知的障害者相談員研修会に参加し、相談に必要な知識の向上を図った。	概ね順調	相談員が適切な相談・助言・指導を行えるように、県が実施する研修会への参加を通じて、相談に必要な知識の向上を図る。また、相談窓口において、手帳交付時等に相談員の周知等を行う。

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
19	2-2-1	相談支援体制の維持・充実	子どもや保護者の相談支援	(6)	○子育て支援コンシェルジュによる情報提供	こども家庭課	保育課	育児に悩みを抱える保護者に対し、子育て支援コンシェルジュから、保育ニーズや家庭状況に合うサービスの情報提供を行う。また、より相談しやすい環境を整備するため、駅前こどもステーションやさんさん館において定期的に巡回相談を実施する。 巡回相談の一環として、栄養士や歯科衛生士を招き、専門的な相談にも対応できるよう努める。	・子育て支援コンシェルジュによる子育て支援センターへの出張相談を実施した。 ◆さんさん館子育て支援センター 月4回不定期（年間48回）、相談件数延べ494件 ◆駅前こどもステーション子育て支援センター 月3回不定期（年間36回）、相談件数延べ372件 ◆主な相談内容・・・保育園・幼稚園の入園や転園、保育料、一時保育、各種助成制度の利用方法、様々な育児相談、家庭相談 ・専門的な相談への対応（駅前こどもステーションにて座談会）。 ◆栄養相談：5件／歯科相談：5件	順調	保育サービス、子育て支援サービスの利用を希望する保護者に対し、子育て支援コンシェルジュから、それぞれのニーズや状況に適したサービスの情報提供を行う。また、より相談しやすい環境を整備するため、さんさん館や駅前こどもステーションに開設している子育て支援センターにおいて栄養士や歯科衛生士等を招いての専門的な相談も含め、定期的に巡回相談を実施する。
20	2-2-1			(7)	○専門相談機関（地域子育て支援センター、保健センター、つぼみ園など）と連携した相談支援	社会福祉課 こども家庭課 健康増進課	こども家庭センター（～R6こども家庭課）	関係部署との情報共有を密に行い、妊産婦、子育て家庭、児童の包括的な支援に努める。 R7.4.1の「こども家庭センター」開設に向けて、引き続き、必要な人員確保や、課題等を整理・検討する。	「こども家庭センター」開設に向けて、必要な人員確保や、課題等を整理・検討し、令和7年4月1日に「こども家庭センター」を開設した。	順調	「こども家庭センター」を開設したことによる、一層の切れ目のない支援を行っていくとともに、関係部署との情報共有を密に行い、引き続き、妊産婦、子育て家庭、児童の包括的な支援の充実に努める。
21	2-2-1			(8)	○妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援	こども家庭課	こども家庭センター（～R6こども家庭課）	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目なく伴走型相談支援を実施する。 個々のニーズに合わせて、必要なサービスについて情報提供を行う。	妊娠届出時・出産後の赤ちゃん訪問時に面談を行い、安心して子育てができるよう相談支援を実施した。妊娠8か月時には、電話面談を実施し、出産に向けて個々の状況に合わせて、必要なサービスについて情報提供を実施した。 妊娠届出数：318件 妊娠8か月電話相談実施数：326件 赤ちゃん訪問 訪問数：292件	順調	妊娠届出時、妊娠後期、赤ちゃん訪問の際に面談を実施し、安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行う。個々のニーズに合わせて、必要なサービスについて情報提供を行う。
22	2-2-1			(9)	○子どもの虐待に関する相談・対応	健康増進課	こども家庭センター（～R6こども家庭課）	児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。	児童に関する教育、虐待等の様々な相談に対し、適切な助言や指導を行った。 市広報紙や市公式ホームページ、リーフレットの配布等様々な機会を通して認識を深め、防止に向けた意識啓発を行った。 児童相談所及び関係各課で構成される5者会議を年6回開催し、定期的に進行管理が必要なケースについて協議した。また、個別ケース検討会議を開催し、関係機関での情報共有と援助方針を決定した。児童虐待相談、養護相談などに家庭児童相談員が対応した。また、要支援家庭に対して、相談や定期的な訪問を行った。 関係各課と相談内容等に関する情報共有を行うとともに、関係機関との連携を強化し、被害当事者の意思や意向を確認しつつ、一時保護等の適切な対応を行った。被害当事者への適切な対応や自立支援の充実を図るため、児童養護施設・警察署・茨城県女性相談センター等の関係機関との連携を強化した。	順調	児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。
23	2-2-1			(10)	○スクールソーシャルワーカーの派遣（ヤングケアラーを含む児童・生徒への相談支援）	教育センター	教育センター	各学校からの情報や支援要請により、学校訪問や家庭訪問、コンサルテーション等の支援を行う。 龍の子支援会議（年9回）に参加し、関係各課と連携して児童生徒や家庭の支援策を検討する。	年間9回の龍の子支援会議にスクールソーシャルワーカー（SSW）も参加した。学校訪問や家庭訪問での情報を関係各課の担当者と共に、多面的に児童生徒や家庭を支援する方策を考えることができた。今年度は、個別ケースに対する家庭訪問や電話相談が増えた。 SSW実績 学校訪問：39回 家庭訪問：121回 学校主催ケース会議参加：4回 関係機関等主催ケース会議参加：9回	順調	各学校からの情報や支援要請により、学校訪問や家庭訪問、コンサルテーション等の支援を行う。 龍の子支援会議（年8回）に参加し、関係各課と連携して児童生徒や家庭の支援策を検討する。
24	2-2-1		その他の相談支援	(11)	○生活困窮者への自立相談支援の実施	生活支援課	保護課	生活困窮者の自立を目指し、相談者の主訴に合った支援を行っていく。	自立支援相談員を配置し、125件の相談対応を行い、相談者の主訴に応じて各制度の担当者・支援員と連携し、支援を行った。	概ね順調	生活困窮からの自立を目指し、一人ひとりの主訴に応じた支援を行っていく。
25	2-2-1			(12)	○生活保護相談者・被保護者等への自立支援プログラムの実施	生活支援課	保護課	対象者への導入面接・事前評価に力を入れ、個々の状況に応じた支援プログラムを幅広く提供できるよう取り組んでいく。	生活保護受給者のうち就労可能な55名に対し、ハローワークと連携した就労支援を行い、30名を就労に繋げた。	概ね順調	引き続き、生活保護受給からの自立に向け関係機関との連携を継続していく。
26	2-2-1			(13)	○法律相談の実施	市民窓口課	市民窓口課	市民に対して無料の法律相談を実施。市広報紙及び市公式ホームページに掲載し周知を図る。 （年度内33日実施、1日あたり8名まで）	市民対象の無料法律相談を実施した。 相談者数の総計：214名 （年度内33日実施、1日あたり8名まで）	順調	市民に対して無料の法律相談を実施。市広報紙及び市公式ホームページに掲載し周知を図る。 （年度内33日実施、1日あたり8名まで）

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
27	2-2-2		包括的なケア の推進	(1)	○地域ケア会議の充実	健幸長寿課	福祉総務課	引き続き、地域課題の抽出を明確にすることを目的として、関係機関や他課と連携を図りながら、地域ケア会議を開催する。	地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議を開催した。個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域課題の抽出を行った。 （地域ケア会議：8回／年　地域ケア推進会議1回／年）	概ね順調	引き続き、地域課題を明確にすることを目的として、関係機関や他課と連携を図りながら、地域ケア会議を開催する。
28	2-2-2			(2)	○在宅医療・介護連携の推進	健幸長寿課	福祉総務課	医療と介護の連携を強化するため、専門職（介護職）向けの研修会や連携のツールの検討を行う。	医療と介護の連携を強化するため、専門職（介護職）向けの研修の動画配信について準備を進めた。 （連携推進部会　3回）	概ね順調	昨年度に検討した研修動画の配信を実施する。また、茨城県の入退院支援連携ガイドラインを基に龍ヶ崎市のガイドラインについて検討する。
29	2-2-2			(3)	○認知症施策の推進（認知症サポーター養成講座、オレンジカフェ、専門医療機関の設置）	健幸長寿課	福祉総務課	認知症サポーター養成講座を通じて認知症の普及啓発を進める。 認知症初期集中支援チーム活動について、引き続き関係機関と連携を図る。 認知症地域支援推進員の活動の拡充を行う。	認知症サポーター養成講座を学校やスポーツクラブ等で実施し、認知症の普及啓発を進めた。 認知症の相談があった際には、ケアパスを活用し、対応を行った。 認知症初期集中支援チームの活動について、地域包括支援センターや関係機関と連携を図った。	概ね順調	認知症サポーター養成講座を通じて認知症の普及啓発を進める。 ・認知症初期集中支援チーム活動について、引き続き関係機関と連携を図る。 ・認知症地域支援推進員の活動を継続する。
30	2-2-2			(4)	○生活支援サービスの体制整備	健幸長寿課	福祉総務課	生活支援コーディネーター事業について、委託先である社会福祉協議会と連携を図り、事業を推進する。	委託先である社会福祉協議会と連携を図り、第1層協議体の設立を行い、市民対象の研修会を開催した。	概ね順調	引き続き委託先である社会福祉協議会と連携を図り、事業を推進する。 また、第1層コーディネーターとの連携を強め、第2層コーディネーターの活動がスムーズに行えるよう促す。
31	2-2-2	地域福祉に関する連携体制づくり	地域と関係機関との連携	(5)	○生活支援体制整備事業の実施に向けた協議・検討	健幸長寿課	福祉総務課	生活支援コーディネーターが中心になり、第2層協議体活動の充実を図る。	第2層協議体の活動が活性化するよう、第1層コーディネーターと話し合いを重ねた（定例月1回、その他随時打合せを実施）。	概ね順調	事業を充実させるため、地域の特性・強み・課題を整理するためのシートを作成する。
32	2-2-2			(6)	○地区活動拠点指定職員による地域との連携	危機管理課	防災安全課	年度当初に、人事異動や職員の住居変更に伴い、令和6年度の地区活動拠点指定職員の修正を実施。 7月　地区活動拠点指定職員向け座学研修 9月　地区活動拠点指定職員向け実地研修 9月～12月　各地区防災訓練への参加・地区活動拠点指定職員初動対応訓練	年度初めに地区活動拠点指定職員選定を行った。 通年、各地区の自主防災組織や地域コミュニティ主催の防災訓練に参加し、避難所設営訓練等での指導や参加住民と協働し展開訓練をしたことにより、地域の防災意識の向上を図ることができた。 また、11月には、市と長山地区との総合防災訓練へ参加し、災害時対応力を向上することができた。	概ね順調	年度当初に人事異動や職員の住居変更に伴い、令和7年度の地区活動拠点指定職員の修正を実施。 7月～8月　地区活動拠点指定職員向け座学・実地研修 9月～12月　各地区防災訓練への参加・地区活動拠点指定職員初動対応訓練
33	2-2-2		その他の連携体制	(7)	○救急医療情報安心キットの配付	社会福祉課 介護福祉課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時における直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行っている。 （障がい福祉課） 障害者手帳配布時に周知を図る。	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時に直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行った。 R6配布者：189名 （障がい福祉課） 窓口において、障害者手帳交付時にキットの説明を行った。 R6配布者：0名	概ね順調	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時に直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行っている。 （障がい福祉課） 窓口において、障害者手帳交付時に周知を図り、希望者に配布する。
34	2-2-2			(8)	○ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与	社会福祉課 介護福祉課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時における直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行っている。 （障がい福祉課） 相談窓口等において周知を図る。	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時に直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行った。 また、新システムの導入に向けて、関係機関への説明及び協議を行った。 R6全設置件数：264件（うち新規：26件） （障がい福祉課） 窓口来庁時に、システムの利用が必要だと思われる方に案内を行った。 R6全設置件数：0件	概ね順調	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時に直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行っている。 また、令和8年度からの新システム導入に向けて、要綱の策定等制度創設や関係機関、事業者との調整を行う。 （障がい福祉課） 窓口来庁時に、システムの利用が必要だと思われる方に対して周知を図る。
35	2-2-2			(9)	○障がい者にかかわる関係機関（地域包括支援センター、保健所、指定特定相談支援事業所）との連携	社会福祉課	障がい福祉課	ひきこもり、発達障がいなど、障がい者に関する相談が多岐にわたることから、専門相談機関と連携し、支援する。	相談者の話を丁寧に聞いたうえで、その内容に応じて必要な相談機関につなぎ、一人ひとりに合った支援を行った。	順調	ひきこもり、発達障がいなど、障がい者に関する相談が多岐にわたることから、専門相談機関と連携し、支援する。
36	2-2-2			(10)	○NET119緊急通報システムの運用	社会福祉課	障がい福祉課	身体障害者手帳交付時（聴覚機能障がい、言語機能等障がいの方）や、相談窓口等において周知を図る。	窓口において、手帳交付時等にNET119緊急通報システムの説明・案内を行った。	順調	身体障害者手帳交付時（聴覚障がい、言語機能障がいの方）や、相談窓口等において周知を図る。

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
37	2-3-1	受け手に伝わる情報発信・情報伝達	情報発信・情報提供に関する取組	(1)	○地域コミュニティ協議会や住民自治組織による地域活動の情報収集と周知	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	中核的な地域コミュニティが開催するイベントや各種講座について、市公式ホームページや市広報紙に掲載し周知を行う。	地域コミュニティ協議会が開催するイベントや講座の案内を市公式ホームページや市広報紙に掲載し周知を行った。 市公式ホームページ掲載件数：9件 市広報紙「りゅうほー」掲載件数：45件	概ね順調	各地域コミュニティ協議会の会議等に出席して、各地域の活動内容を把握し、令和3年度に作成した「活動事例集」等も活用しながら、住民自治組織連絡協議会役員会やコミュニティ協議会情報共有会議等の場で、その紹介を行っていく。また、各地域コミュニティ協議会が開催するイベントや各種講座等について、市公式ホームページや市広報紙に掲載する等、タイムリーな情報発信に努めていく。
38	2-3-1			(2)	○市民活動に関する情報提供	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	市民活動を推進するための拠点施設として、市民活動センターが中心となり、市民活動に関する情報の収集や、その発信・提供も行うことで、市民活動（NPO活動等）を始めたい方や実施している方のサポートを引き続き、積極的に行う。	市民活動センター公式サイト及び広報紙「ひびき」に加えてSNS(InstagramとX)を開始し、市民活動に関する情報の発信・提供に努めた。また、センター施設内にて展示場所を設置し、各団体の資料や作品を掲示した。さらに、県や登録団体と連携した各種講座を開催し、市民活動を始めたい方や実施している方のサポートを行った。	概ね順調	市民活動を推進するための拠点施設として、市民活動センターが中心となり、市民活動に関する情報の収集や、その発信・提供を行うことで、市民活動（NPO活動等）を始めたい方や実施している方のサポートを引き続き、積極的に行う。
39	2-3-1			(3)	○地域福祉情報ポータルサイトの内容充実	健幸長寿課	福祉総務課	介護の情報や公的以外のサービス情報を追加したが、医療と障がいの情報は更新されていない。医療・介護・障がいの情報の活用状況を確認し、今後の方向性を検討していく。	介護の情報や公的以外のサービス情報を追加した。医療と障がいの情報は業者により更新することはできた。医療・介護・障がいの情報の活用状況を確認した。 （閲覧数 25,573件、ユーザー数 9,530人）	見直しが必要	引き続き、医療・介護・障がいの情報の活用状況を確認し、今後の方向性を検討していく。
40	2-3-1			(4)	○『子育てガイド』による情報提供	こども家庭課	こども家庭センター（～R6こども家庭課）	市公式ホームページ等で子育てガイドの周知を行う。 こども家庭課窓口で母子健康手帳交付時に併せて配布するとともに、地域子育て支援センター事業を実施している保育園で配布するなど、積極的に情報提供を行う。	子育てガイド配布ポスターを作成するとともに、市公式ホームページへの掲載や母子健康手帳交付時等に配布を行い、周知に努めた。 また、子育てガイドのデジタル化に向けて事業者へのヒアリングを実施し、導入へ向けた調査を行った。	順調	現行の子育てガイドについては、変更や修正箇所が出た場合に適宜修正を行う。 また、子育てガイドのデジタル化については、引き続き事業者へのヒアリングの他、実施している自治体の調査や、他の媒体の使用についても検討し、実施に向けて検討する。
41	2-3-1			(6)	○「龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス」や「社会資源マップ」などによる情報提供	社会福祉課	障がい福祉課	掲載情報の更新を行う。	龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス事業所に関する情報の更新を行った。	概ね順調	掲載情報の更新を行う。
42	2-3-1			(7)	○「龍ヶ崎市の高齢者福祉サービス」などによる情報提供	介護福祉課	福祉総務課	関係課等に対して、サービス内容の追加や変更等についての確認を行い、改訂版を作成する。今年度においても、新規事業等を追加して、より充実した内容とすることを旨とする。また、広く市民への情報提供を図るため、窓口での配布に加えて公共施設への配架や出前講座での配付を行う。	関係課等に対して、サービス内容の追加や変更等についての確認を行い、年度内に2度改訂版を作成した。また、広く市民への情報提供を図るため、市公式ホームページでの公開のほか、窓口での配布に加えて公共施設への配架や出前講座での配付を行った。	概ね順調	関係課等に対して、サービス内容の追加や変更等についての確認を行い、改訂版を作成する。現行は高齢者向けのサービスに限定した内容であるため、それ以外のサービスでも高齢者に有用であれば追加して、より充実した内容とすることを旨とする。また、広く市民への情報提供を図るため、市公式ホームページでの公開のほか、窓口での配付に加えて公共施設への配架や出前講座での配付を行う。
43	2-3-1			(8)	○外国語版「ごみの出し方」の提供	環境対策課	生活環境課	ごみ出しパンフレットの対応言語に限られているため、すべての外国人への対応が困難である。ごみ出しパンフレットとともに多言語翻訳機能を備えた無料アプリ「Catalog Pocket」を活用し、多言語での情報提供を行う。	・5か国語に翻訳したごみ出しパンフレット配布 ・ごみ集積所等に外国語に翻訳したチラシ等掲示 ・不動産会社を通じたアパート等入居者への連絡、指導 ・外国人を直接雇用する市内企業との意見交換 ・人材派遣会社へのヒアリング ・外国人のごみ出し支援に関する近隣自治体へのアンケート調査 以上を実施したが、目に見えての改善が見られていない。	課題がある	これまでの情報発信等の取組に加え、新たにベトナム語のごみ出しパンフレットの作成・配布、外国人を雇用する市内企業へのごみ出しに関する協力依頼、海外食品店舗等への情報提供等を引き続き実施する。
44	2-3-1		情報保障に関する取組	(9)	○市公式ホームページでのユニバーサル対応 多言語自動機械翻訳 音声読み上げ 広報紙「りゅうほー」音訳版の掲載 色合いの変更	シティセールス課	秘書広聴課	アクセシビリティに配慮し、表示サイズ変更、文字や画像の色変更、音声読み上げ、ふりがな機能を備えた「ZoomSight」を搭載し、市公式ホームページを公開する。	市公式ホームページに搭載された「ZoomSight」の活用を継続したほか、広報紙「りゅうほー」の音訳版を掲載した。	順調	アクセシビリティに配慮し、表示サイズ変更、文字や画像の色変更、音声読み上げ、ふりがな機能を備えた「ZoomSight」を搭載し、市公式ホームページを公開する。
45	2-3-1			(10)	○広報紙「りゅうほー」の外国語翻訳版の配信	シティセールス課	秘書広聴課	英語など多言語への翻訳や読み上げ機能を備えたアプリ「Catalog Pocket」により、市広報紙を配信する。	アプリ「Catalog Pocket」を活用し、市広報紙（全23号）の翻訳版を掲載した。	順調	英語など多言語への翻訳や読み上げ機能を備えたアプリ「Catalog Pocket」により、市広報紙を配信する。
46	2-3-1			(11)	○市役所窓口での情報保障対応 ヒアリングループの設置 筆談用機器の設置 手話通訳士の配置	社会福祉課	障がい福祉課	引き続き、機器・システムの活用及び手話通訳士の設置の周知を図る。	窓口における手話通訳の利用のライン予約を導入し、庁内での行政手続きの支援を行った。 令和6年度予約受付 4件	順調	音声認識文字表示ディスプレイを導入し、意思疎通の障壁解消を図る。引き続き、機器・システム、手話通訳士の設置の周知を図る。

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
47	3-1-1	市民活動・ボランティアの拡充	市民活動団体への支援	(1)	○市民活動センターによる活動支援	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	市民活動団体の活動の拠点となる場の提供や市民活動に関する情報の提供、団体の支援などを行うことを目的に、会議スペースの貸出しや、印刷機・コピー機等の供用を行う。また、助成金申請やNPO法人設立に関する相談などの相談事業も行い、引き続き、市民団体の支援や市民活動の促進を図る。 （R6目標：来館者数25,000人/登録団体数142団体）	コロナ禍の影響で団体活動の廃止が相次いだことが尾を引き利用者の減少が続き、利用者数は14,028人と昨年度より49人下回ったが、登録団体数は157団体となり、目標値を越え前年度と比較し20団体の増加となった。 施設内には展示場所の提供や無料コーナーの設置を行い、各団体のPRや資源の有効活用などの環境づくりに努めた。	課題がある	市民活動団体の活動支援として、引き続き情報提供や施設や物品の貸出しを行うほか、NPO法人設立にかかる事務や助成金等の相談窓口の強化を図る。 また、令和7年度からまちづくり・つなぐネット事業を市民活動センターに移行することによりサービスの質の向上や市民活動センター自体の認知度向上を図る。そのほか、アドバイザーを招いた龍ヶ崎みらい会議の定期開催や、若者の市民活動参画への働きかけを図る。 （R7目標：来館者数16,000人/登録団体数160団体）
48	3-1-1			(2)	○市民活動団体に対する財政的支援の実施	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	「市民活動サポート補助金」の運用及び制度に関して更なる周知を行い、市民活動団体の初期や活動の拡充期に行う事業等を支援し、市民の地域活動参加の促進や相互に協力し合う環境づくりを図る。 （R6目標：スタートダッシュ支援申請件数3件/ジャンプアップ支援申請件数6件）	初年度と比較すると申請件数は減少したものの、設立間もない団体及び活動の幅を広げたい団体への支援を行うことができた。9月14日（土）には令和5年度のジャンプアップ支援活用団体による事業実施報告会を開催し、成果報告に加え、参加者交流や補助事業への理解を深める機会となった。 R6実績 スタートダッシュ支援申請件数：2件 ジャンプアップ支援申請件数：2件	課題がある	「市民活動サポート補助金」の運用及び制度への更なる周知を行い、市民活動団体の初期や活動の拡充期に行う事業等の支援強化を進めることで、市民の地域活動参加の促進や相互に協力し合う環境づくりを図る。また、市民活動センターによる申請手続き等へのサポートや活用団体による報告会を実施し、さらなる申請者の増加を図る。 （R7目標：スタートダッシュ支援申請件数3件/ジャンプアップ支援申請件数6件）
49	3-1-1			(3)	○長寿会活動の推進	介護福祉課	福祉総務課	引き続き、社会福祉協議会による活動促進の取組の拡充を図り、新規会員の勧誘活動の支援を行う。	毎年恒例となったカラオケ交流会やゲートボール大会、ペタンク大会等、活動促進の取り組みを実施した。そのほか、長寿会だよりの発行等、長寿会活動の周知を行い、新規会員の勧誘活動に努めた。	概ね順調	引き続き様々な取組を実施し長寿会活動を促進するとともに、長寿会活動の周知を行い、新規会員の獲得に繋げていく。
50	3-1-1		市民活動の活性化	(4)	○まちづくりポイント制度の推進	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	市民活動に参加する機会づくりとして制度を推進し、市民活動の促進を図る。また、制度運用開始から10年が経過することから、客観的な視点で振り返り、同制度の必要性や今後の方向性等（あり方と内容の見直し等）について検証を行い、市民協働推進委員会での意見等を踏まえ、結論付けを行う。	制度の必要性や運用方法を見直すためアンケート調査の実施、市民協働推進委員会での意見聴取を行い、ポイント付与のデジタル化に向けて調査・検討に取り組んだ。 アンケート調査：一般市民向け及び交付団体向け（8月） 市民協働推進委員会：7月、10月、1月	課題がある	制度運用開始から10年が経過することから、客観的な視点で振り返り、同制度の必要性や今後の方向性（デジタル化）について検証を行い、市民協働推進委員会での意見等を踏まえ、結論付けを行う。
51	3-1-1			(5)	○まちづくり・つなぐネットの推進	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	・広報紙等で事業の周知を行い、登録団体を募る。 ・活動団体と登録団体とのマッチング（橋渡し）を行い、活動を実施。実施後は活動状況を市公式ホームページに掲載し、協力団体を紹介する。	協力団体の登録数は14団体、橋渡し件数は24件であり、橋渡し件数は昨年度を上回る件数となった。団体登録は毎年手続きが必要であるが、提出のない団体があり減少となった。活動内容は屋外での環境整備活動（花いっぱい運動）が主な活動となった。 事業及び活動状況の周知については、市広報紙と市公式ホームページに掲載したほか、市公式SNSも活用し、効果的な情報発信に努めた。	課題がある	協力団体の毎年度の登録を撤廃し自動更新とすることで団体の登録継続を図る。また、市民活動や市民団体に関する蓄積したノウハウを持つ市民活動センターに今年度から業務を移行し、これにより土日対応も可能になるほか、多様化する市民活動ニーズに応え円滑な橋渡しの実施と利便性の向上を図る。

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
52	3-1-2	福祉サービスの適切な利用促進	福祉サービス提供事業所との連携	(1)	○障がい福祉サービス提供事業所との連携	社会福祉課	障がい福祉課	障がい福祉サービス提供事業所に対する情報提供や個別相談等を通じ、情報を共有し、連携を図る。	障がい福祉サービス提供事業所と、必要に応じ随時対象者情報等の共有を行い、連携しながらケース対応を行った。	順調	障がい福祉サービス提供事業所に対する情報提供や個別相談等を通じ、必要な情報を共有し、連携を図る。
53	3-1-2			(2)	○介護サービス提供事業所との連携	介護福祉課	介護保険課	・保険者たる市と介護サービス事業所との連携や情報交換を密にし、相互の制度解釈や知識を共有することにより、介護サービスの提供の正確化・円滑化を図る。 【介護サービス利用向上ワーキングチームの開催 4回/年】 ・介護給付適正化事業によるケアプラン点検を行い、提供される介護サービスの質の向上や適正化を図る。 【ケアプラン点検実施 10事業所 20プラン】 ・居宅介護支援事業所及び、地域密着型事業所に対し運営指導を行い、介護サービス事業所が適正に運営されていることの確認や、提供される介護サービスの質の向上を図る。 【事業所運営指導 11事業所】	保険者たる市と介護サービス事業所との連携や情報交換を密にし、相互の制度解釈や知識を共有することにより、介護サービスの提供の正確化・円滑化を図った。 【介護サービス利用向上ワーキングチームの開催 2回/年】 介護給付適正化事業によるケアプラン点検を行い、提供される介護サービスの質の向上や適正化を図った。 【ケアプラン点検実施 10事業所 20プラン】 居宅介護支援事業所及び、地域密着型事業所に対し運営指導を行い、介護サービス事業所が適正に運営されていることの確認や、提供される介護サービスの質の向上を図った。 【事業所運営指導 8事業所】	順調	・保険者たる市と介護サービス事業所との連携や情報交換を密にし、相互の制度解釈や知識を共有することにより、介護サービスの提供の正確化・円滑化を図る。 【介護サービス利用向上ワーキングチームの開催 適宜】 ・介護給付適正化事業によるケアプラン点検を行い、提供される介護サービスの質の向上や適正化を図る。 【ケアプラン点検実施 10事業所 20プラン】 ・居宅介護支援事業所及び、地域密着型事業所に対し運営指導を行い、介護サービス事業所が適正に運営されていることの確認や、提供される介護サービスの質の向上を図る。 【事業所運営指導 10事業所】
54	3-1-2		その他の支援	(7)	○おはようSUN訪問収集（家庭ごみ戸別訪問収集事業）の実施	環境対策課	生活環境課	本事業は、ごみ収集と併せ安否確認を行うことから、委託により業務実施する方針とした場合には、引き続き民間活用を検討するとともに、効率的な収集作業及び方法を検討する。	・利用世帯94件（R6年度末時点）のごみ収集 ・他市町村における収集方法及び実施体制に関する情報収集	課題がある	令和6年度中に収集した情報を基に、法令や費用の課題を整理し、民間活用に向けた収集方法について検討する。
55	3-1-3	生活困窮者への支援		(1)	○生活困窮者に対する自立相談支援	生活支援課	保護課	生活困窮者の自立を目指し、相談者の主訴に合った支援を行っていく。	自立支援相談員を配置し、125件の相談対応を行い、相談者の主訴に応じ、各制度の担当者・支援員と連携し、支援を行った。	概ね順調	生活困窮からの自立を目指し、一人ひとりの主訴に応じた支援を行っていく。
56	3-1-3			(2)	○住居確保給付金の支援	生活支援課	保護課	必要とされる方への支援策として継続し、無料職業紹介所等を活用しながら自立を支援していく。	4名に対し支援を行った。支援中における求職活動状況などを確認しながら、自立に向けた相談支援を行った。	概ね順調	引き続き支援体制を継続しつつ、生活の安定に向け、無料職業紹介所など他施策を活用していく。
57	3-1-3			(3)	○就労準備支援事業の実施	生活支援課	保護課	関係機関との協力体制は維持しつつ、今後の本市が行うべき事業展開について検討していく。	事業実績は無かった。なお、令和7年度は直営での事業実施とし、令和8年度以降は茨城県と協定を結び広域事業での実施とする方針を決定した。	概ね順調	関係機関との協力体制は維持しつつ、広域事業に参加するため必要な事務処理を進めていく。
58	3-1-3			(4)	○一時生活支援事業の実施	生活支援課	保護課	住居を持たない生活困窮者支援策として継続して受け入れ施設の確保を行っていく。	令和5年1月にNPO法人との一時生活支援事業に関する協定書を締結しているが、利用実績はない状況である。	順調	利用実績は無い状況ではあるが、必要時に適切に対応できるように現体制を維持していく。
59	3-1-3			(5)	○家計改善支援事業の実施	生活支援課	保護課	生活困窮から改善できるよう制度を維持していくためにも引き続き相談できる体制を維持していく。	家計改善支援の希望者は無かったが、担当職員のスキル向上のために県などが実施する研修などに参加した。	概ね順調	生活困窮状態から改善できるよう制度を維持していくためにも引き続き相談できる体制を維持していく。
60	3-1-3			(6)	○無料職業紹介事業の実施	生活支援課	保護課	引き続き新規の登録事業所の増加に取り組み、求職者の希望に沿った紹介ができるように体制を整えていく。	27名の就労希望者に対し職業紹介を行い17名の採用に至った。 また、新規事業所の登録について、23事業所の協力を得て登録に至った。	順調	求職者の希望に沿った支援を行うとともに、様々な職種を紹介できるよう新規事業所の登録に取り組んでいく。
61	3-1-3			(7)	○生活困窮者世帯の子どもの学習支援	こども家庭課	こども家庭センター（～R6こども家庭課）	支援対象児童等見守り強化事業として、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業（無料塾）、居場所づくり事業（こども食堂）、アウトリーチによる家庭訪問事業をNPO法人に業務委託して、家庭状況の把握や食事の提供、困りごと相談の支援を行う。	経済的理由から塾等を利用できない児童・生徒に対し、学習支援・学習習慣が身に着くようサポートを行った。 また、経済的困難を抱える家庭の子どもに対して生活支援、学習支援、居場所の提供などと併せて、総合的な支援を行った。	順調	支援対象児童等見守り強化事業として、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業（無料塾）、居場所づくり事業（こども食堂）、アウトリーチによる家庭訪問事業をNPO法人に業務委託して、家庭状況の把握や食事の提供、困りごと相談の支援を行う。
62	3-1-3			(8)	○子どもの居場所づくり事業	こども家庭課	こども家庭センター（～R6こども家庭課）	庭訪問事業をNPO法人に業務委託して、家庭状況の把握や食事の提供、困りごと相談の支援を行う。	子どもの居場所づくり事業として、生活困窮世帯の子どもに対して、相談や食事の提供を行った。 また、経済的困難を抱える家庭の子どもに対して生活支援、学習支援、居場所の提供などと併せて、総合的な支援を行った。	順調	

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
63	3-1-3	生きづ らさに 寄り 添った 支援 （孤 独・孤 立対 策）	自殺対策	(9)	○奨学生制度	教育総務課	教育総務課	就学意欲と優秀な素質を持ちながら経済的な理由により、高等学校等への進学や修学が困難な生徒に対し、奨学金を給付する。	奨学金審査会において決定した奨学生に対し、毎月10,000円の奨学金を給付した。 【R6奨学生】市内在住高校生 29名	順調	就学意欲と優秀な素質を持ちながら経済的な理由により、高等学校等への進学や修学が困難な生徒に対し、奨学金を給付する。
64	3-1-3			(10)	○当事者や家族の相談支援	社会福祉課	障がい福祉課	必要に応じて、医療機関や関係機関と連携を図るとともに、当事者支援と併せて家族支援を並行して行う。	当事者や家族、関係機関と連携をし、必要なサービスを提供し、本人、家族の支援を行った。	概ね順調	必要に応じて、医療機関や関係機関と連携を図るとともに、当事者支援と併せて家族支援を並行して行う。
65	3-1-3			(11)	○ゲートキーパー	社会福祉課	障がい福祉課	民生委員児童委員や教職員に対し、自殺予防にかかわるゲートキーパー養成講座を実施し、高齢者や若者の自殺予防に取り組んでいく。	ゲートキーパー養成講座を龍ヶ崎市介護支援専門員（ケアマネジャー）や市職員合わせて56名に対して実施した。	概ね順調	民生委員児童委員や教職員等に対し、自殺予防にかかわるゲートキーパー養成講座を実施し、高齢者や若者の自殺予防に取り組んでいく。
66	3-1-3		引きこもり支援	(12)	○当事者や家族の相談支援	社会福祉課	障がい福祉課	引きこもり当事者や家族からの相談窓口として対応し、その際には、状況に応じて支援機関等と連携して対応する。	引きこもり当事者や家族からの相談窓口として、相談内容や状況に応じて支援機関等と連携して対応した。	概ね順調	引きこもり当事者や家族からの相談窓口として対応し、その際には、状況に応じて支援機関等と連携して対応する。
67	3-1-3		ヤングケア ラー支援	(13)	○相談支援体制の構築	こども家庭課	こども家庭センター（～R6こども家庭課）	ヤングケアラーの相談窓口として、教育・保育・社会福祉・生活支援等の多機関と連携した対応を行う。	関係機関（こども家庭課、健康増進課、教育センター、指導課、文化・生涯学習課）と連携強化を行い、龍の子支援会議に年9回出席し、それぞれの家庭が必要とする支援について検討した。個別の支援として、職員による家庭訪問や、医療面・福祉面での行政サービスの案内、NPO法人が実施する食事の支援を紹介した。	順調	ヤングケアラーの相談窓口として、教育・保育・社会福祉・生活支援等の多機関と連携した対応を行う。
68	3-1-3			(14)	○状況やニーズの把握を目的とした児童生徒への実態調査の実施	教育センター	教育センター	11月末を目途に、市立小中学校児童生徒を対象としたアンケート調査及び教職員による聞き取り調査を実施する。	令和6年度は、認知度や正しい理解について11月末までに、市立小中学生を対象とした「ヤングケアラーに関する調査」を実施した。 認知度：児童33.2%、生徒76.3% 正しい理解：児童51.2%、生徒73.2%	概ね順調	11月末を目途に、市立小中学校児童生徒を対象としたアンケート調査及び教職員による聞き取り調査を実施する。
69	3-1-3			(15)	○理解の促進、対応力の向上等を目的とした学校教職員対象の研修の実施	教育センター	教育センター	県福祉政策課、政府広報オンライン、こども家庭庁などのリーフレットや動画を積極的に周知し、校内研修の実施を促す。	年間5回の生徒指導連絡会において、政府広報オンライン、こども家庭庁の動画について周知し、校内研修での活用を促した。各校の実態に応じて、職員研修や児童生徒に対する啓発授業を行った。	概ね順調	県福祉政策課、政府広報オンライン、こども家庭庁などのリーフレットや動画を積極的に周知し、それらを活用した校内研修の実施を促す。
70	3-1-3	ケアラー支援		(16)	○相談支援体制の構築	社会福祉課	福祉総務課	引き続き、ケアラーの相談窓口として、相談があった際に状況に応じて支援機関等と連携してケース対応する。	介護に関する相談に応じる機会があったが、ケアラーに該当すると認められる事案はなかった。	概ね順調	引き続き、ケアラーの相談窓口として、相談があった際に状況に応じて支援機関等と連携してケース対応する。
71	3-1-3			(17)	○情報伝達、困りごとの共有、孤立化防止、健康教育などを目的とした「介護者のつどい」の実施	健幸長寿課	福祉総務課	引き続き、介護している方への情報提供、孤立化防止、交流の場として「介護者のつどい」を実施する。	介護をしている方が集い、日頃の思いや経験など情報交換をしながら、互いに励ましあい相互交流を図った。介護を終えた方の参加もあり、経験談やアドバイスなど参考になる情報交換の機会となった。 （22回/年、累計参加者 124人）	概ね順調	引き続き、介護している方への情報提供、孤立化防止、交流の場として「介護者のつどい」を実施する。
72	3-1-4	成年後見制度 の利用促進		(1)	○権利擁護支援の中核機関・地域連携ネットワークの構築	社会福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 引き続き、成年後見制度利用促進会議を開催し、ネットワークの強化に務める。 （障がい福祉課） ※福祉総務課と同じ	（福祉総務課） 成年後見制度利用促進会議を開催した。情報共有・意見交換等を通じ、ネットワーク強化を図ることができた。 （障がい福祉課） ※福祉総務課と同じ	概ね順調	（福祉総務課） 成年後見制度利用促進会議を通じて、関係機関のネットワーク機能を強化するとともに、中核機関としての役割が果たせるよう努める。 （障がい福祉課） ※福祉総務課と同じ
73	3-1-4			(2)	○成年後見制度利用支援事業	社会福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 引き続き制度が必要と思われる方の支援を行う。 （障がい福祉課） ※福祉総務課と同じ	（福祉総務課） 制度利用が必要な方に対して、成年後見市長申立、報酬助成を適切に行った。 （成年後見市長申立5件、報酬助成5件） （障がい福祉課） 市長申立件数 0件 後見人への報酬助成 1件	概ね順調	（福祉総務課） 制度の利用が必要な方に対して、適切かつ迅速な支援を行う。 （障がい福祉課） ※福祉総務課と同じ
74	3-1-4			(3)	○制度の周知・啓発、安心して利用できる環境の整備	社会福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 引き続き、講座や広報を利用し、制度の理解・普及に努める。 （障がい福祉課） ※福祉総務課と同じ	（福祉総務課） 講座では、事例を用いるなど制度の理解が深められるよう工夫した。また、認知症やエンディングノートの説明の際には、成年後見制度について触れるよう努めた。 （障がい福祉課） 相談内容に応じ、成年後見制度の説明を行った。	概ね順調	（福祉総務課） 制度の理解が深められるよう、講座等を開催する。広報・周知・啓発を行う専門機関の設立を検討する。 （障がい福祉課） ※福祉総務課と同じ

進捗は以下から選択（順調、概ね順調、課題がある、見直しが必要）										進捗状況 （評価）	令和7年度 の取組計画
通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度 の取組計画	令和6年度 の取組実績		
75	3-1-4	権利擁護の推進	虐待の防止	(4)	○相談体制の強化	こども家庭課 介護福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 こども家庭センター（～R6こども家庭課）	（福祉総務課） 引き続き、地域包括支援センターと連携を図る。総合相談等の段階から、虐待リスクの高い案件や虐待が疑われる案件については介入・対応を行う。さらに必要に応じ事前に警察等と情報共有し、有事の際円滑に連携・協力ができるよう努める。 （こども家庭課）【再掲】 児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。	（福祉総務課） 地域包括支援センターや警察署と連携し虐待対応を行った。また、事業所向けの研修会を開催し、虐待についての理解を深める機会を設けた。 （こども家庭課）【再掲】 児童に関する教育、虐待等の様々な相談に対し、適切な助言や指導を行った。 市広報紙や市公式ホームページ、リーフレットの配布等様々な機会を通して認識を深め、防止に向けた意識啓発を行った。	順調	（福祉総務課） 地域包括支援センター、警察署、関係機関との連携を強め、迅速に対応するよう努める。また、虐待リスクの高い案件や、虐待が疑われる案件に対しては早期介入する。
76	3-1-4			(5)	○虐待の早期発見・早期対応	こども家庭課 介護福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 こども家庭センター（～R6こども家庭課）		児童相談所及び関係各課で構成される5者会議を年6回開催し、定期的に進行管理が必要なケースについて協議した。また、個別ケース検討会議を開催し、関係機関での情報共有と援助方針を決定した。児童虐待相談、養護相談などに家庭児童相談員が対応した。また、要支援家庭に対して、相談や定期的な訪問を行った。	順調	
77	3-1-4			(6)	○関係機関との連携・協力体制の強化	こども家庭課 介護福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 こども家庭センター（～R6こども家庭課）		関係各課と相談内容等に関する情報共有を行うとともに、関係機関との連携を強化し、被害当事者の意思や意向を確認しつつ、一時保護等の適切な対応を行った。被害当事者への適切な対応や自立支援の充実を図るため、児童養護施設・警察署・茨城県女性相談センター等の関係機関との連携を強化した。	順調	
78	3-1-4		消費者被害の防止	(7)	○消費生活センターの相談体制、関係機関連携の強化	健幸長寿課 商工観光課	商工観光課	・相談体制を強化するため、消費生活相談員が参加する研修を支援する。 （R5年度末実績：25件→R6年度末目標：25件） ・相談者からの相談内容に応じて、適宜、関係機関と連携を行う。 （R5年度末実績：18件→R6年度末目標：20件）	多様化する消費者被害に対応するため、消費生活相談員を対象とした研修20件の支援を行った。相談内容に応じ、相談者へ警察・法律事務所・関係課などへ相談するように助言・情報提供を行った（82件）。また、実施した情報提供等を基に連携して6件の事案に対応した。（連携しての対応を必要とする悪質な事案が減少）	概ね順調	・相談体制を強化するため、消費生活相談員が参加する研修を支援する。 （R6年度末実績：20件→R7年度末目標：25件） ・相談者からの相談内容に応じて、適宜、関係機関への情報提供やあっせんの実施。 （R6年度末実績：82件→R7年度末目標：85件）
79	3-1-4			(8)	○消費者被害防止に関する啓発活動の推進	健幸長寿課 商工観光課	商工観光課	・多様化する消費者被害に対応するため、若年層から高齢者までの各世代に向けて啓発を実施する。 （R5年度末実績：26件→R6年度末目標：26件）	各世代に向けて、出前講座12件、イベントにおける街頭啓発16件、計28件の啓発を実施した。そのほか、広報紙やSNS等も活用し、広く情報発信を行った。	順調	・多様化する消費者被害に対応するため、若年層から高齢者までの各世代に向けて啓発を実施する。 （R6年度末実績：28件→R7年度末目標：28件）
80	4-1-1			(1)	○自主防災組織や地域コミュニティにおける防災訓練・防災啓発	危機管理課	防災安全課	4～9月 防災訓練の打合せ 9～12月 防災訓練開催 11月 地域コミュニティ協議会（地区未定）との総合防災訓練 出前講座の開催 ◎実施主体である地域コミュニティ協議会や自主防災組織の会合に赴き、企画立案や準備の補助を実施する。 ◎地区における防災力の強化に向け、コミュニティ協議会や自主防災組織からの要請に応じ、出前講座を開催し、防災に対する意識啓発を行う。 ◎テーマを選定し、防災士等と意見交換を行い、防災意識の向上を図る。 ◎防災に関する研修会や地域の防災訓練で活躍できる人材を育成する研修会を実施する。	出水期（6～10月）から年末頃にかけて各地区のコミュニティ協議会や自主防災組織からの依頼に応じて防災訓練や出前講座を行い、防災知識の向上及び意識啓発活動を行った。 防災訓練：36回／出前講座：17回 市の総合防災訓練として、市の災害対応力強化を目的に、市と、地震発生時の初動対応として重要な「安否確認訓練」を精力的に行っている長山地区とがタッグを組み実施。地震発生後に市と地区でそれぞれ災害対策本部を設置し、各関係機関等との情報伝達訓練を行った。また、現地では災害対応訓練、避難所開設・設営訓練、各種資機材展示訓練などを実施し、多くの長山地区住民の参加をいただき、実動に即した状況を体感、体験してもらえたことで防災意識の向上に寄与した。 参加者：1,000人（住民、市職員、関係機関） 地域コミュニティ、防災士、民生委員・児童委員と「災害時の要配慮者への対応」をテーマにグループワークを行い、地区の防災体制について考え方の共有を図った。	順調	4～9月 防災訓練の打合せ 9～12月 防災訓練開催 10～11月 地域コミュニティ協議会（地区未定）との総合防災訓練 出前講座の開催 ◎実施主体である地域コミュニティ協議会や自主防災組織の会合に赴き、企画立案や準備の補助を実施する。 ◎地区における防災力の強化に向け、コミュニティ協議会や自主防災組織からの要請に応じ、出前講座を開催し、防災に対する意識啓発を行う。 ◎テーマを選定し、防災士等と意見交換を行い、防災意識の向上を図る。 ◎防災訓練時の資機材を扱い、指導できる指導者育成研修会を実施する。
81	4-1-1			(2)	○地区防災計画の作成・訓練の実施	危機管理課	防災安全課	通年 各地区への地区防災計画の作成に向けた説明会及び作成支援 防災会議において各地区の地域防災計画を報告	現在、松葉地区が策定中である。R6年度までに全13地区のうち6地区が策定を終えている。	順調	通年 各地区への地区防災計画の作成に向けた説明会及び作成支援 防災会議において各地区の地域防災計画を報告

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
82	4-1-1	防災・ 防災対策の充 実	防災対策の充 実	(3)	○自主防災組織に対する補助金交付	危機管理課	防災安全課	5月 龍ヶ崎市自主防災組織連絡協議会総会において補助金制度の周知・啓発 通年 補助金活用を希望する自主防災組織に対する相談、手続対応等 ◎自主防災組織の結成や活動状況に応じた補助金の活用方法について相談を受けながら、制度の案内、手続対応を行う。 【補助金交付内容】 ・自主防災組織結成時 資機材等整備事業…30万円 結成事業…5万円 ・補助金交付後20年を経過した自主防災組織 資機材等整備事業…15万円	補助金交付後20年を経過した自主防災組織から資機材整備の申請があり補助を行った。このことにより、各自主防災組織ごとに資機材の点検、把握、新たな確保の機会となり、さらなる防災意識の向上に寄与した。 申請件数：5件 申請額：1件当たり15万円（合計75万円）	順調	5月 龍ヶ崎市自主防災組織連絡協議会総会において補助金制度の周知・啓発 通年 補助金活用を希望する自主防災組織に対する相談、手続対応等 ◎自主防災組織の結成や活動状況に応じた補助金の活用方法について相談を受けながら、制度の案内、手続対応を行う。 【補助金交付内容】 ・自主防災組織結成時 資機材等整備事業…30万円 結成事業…5万円 ・補助金交付後20年を経過した自主防災組織 資機材等整備事業…15万円
83	4-1-1			(4)	○市民に対する防災・減災に対する意識啓発	危機管理課	防災安全課	市から発信する情報伝達ツールや、大雨・台風シーズンにおける土砂災害や洪水に対する避難方法、地震に対する備えなどに関する記事を年に数回、市広報紙に掲載する。 また、7月に浸水想定区域全域を対象に防災行政無線から避難発令を行い、ニューライフアリーナ龍ヶ崎に開設した避難所に避難する避難訓練・避難所開設訓練を実施する。 防災アプリ「防災龍ヶ崎」の登録啓発として、ウェットティッシュや三角ポップの配布を行う。	避難発令をはじめとした情報を受けるためのツールについて、広報紙や各種SNSツールを通じて周知啓発を行った。 また、水害時や地震時に対する備えを的確な時期に広報紙に掲載し、1年間を通して市民の防災意識が継続して高まるよう工夫をしながら情報発信を行った。 7月には浸水想定区域全域を対象に防災行政無線から避難発令を行い、ニューライフアリーナ龍ヶ崎に開設した避難所に避難する避難訓練・避難所開設訓練を実施。避難行動要支援者（車椅子使用者）の避難誘導訓練も行った。 防災アプリ「防災龍ヶ崎」の登録啓発として、小中学校の救命講習授業や高校の探求授業において、児童・生徒に対しチラシの配布を行った。	概ね順調	・市から発信する情報伝達ツールや、大雨・台風シーズンにおける土砂災害や洪水に対する避難方法、地震に対する備えなどに関する記事を年に数回、市広報紙に掲載する。 ・市の災害リスクや災害に対する公助としての備えや防災関係機関等との災害対応、防災訓練をはじめとした地域との連携などを紹介する冊子、ガイド案を作成し、災害時における自助と共助の重要性について啓発する。□ ・防災アプリ「防災龍ヶ崎」の登録啓発として、災害協定先の市内の店舗等に、防災アプリの三角ポップの設置を依頼し、配布する。
84	4-1-1			(5)	○災害備蓄食の供与	危機管理課	防災安全課	賞味期限が間近になった備蓄食を、防災訓練や防災講話にて配布し、市の備蓄している食糧について周知・広報を行う。	災害備蓄食料品のうち、消費期限の迫るものを防災訓練や防災講話にて配布した。その際に、市の備蓄食糧品についてや家庭の備えの必要性についても、併せて周知・広報を行った。	概ね順調	賞味期限が間近になった備蓄食を、防災訓練や防災講話にて配布し、市が備蓄している食糧について周知・広報を行う。
85	4-1-1			(7)	○災害時避難行動要支援者避難支援プランの利用促進	危機管理課 社会福祉課 介護福祉課	防災安全課 障がい福祉課 福祉総務課	（福祉総務課） 民生委員による訪問での高齢者実態調査と合わせた登録勧奨を継続する。また、要支援者個別に避難場所を設定し、個別避難計画の作成を進めて行く。 （障がい福祉課） 手帳交付時に制度の案内を行う。	（福祉総務課） 民生委員による高齢者実態調査に合わせて登録勧奨を実施し、支援者が未決定の要支援者については、自主防災組織へ支援者選定依頼を行い、支援体制の充実を図った。また、登録されている要支援者には避難場所の設定を行い、個別避難計画の作成を推進した。 （障がい福祉課） 支援者及び要支援者に向けて、避難支援プランについてのパンフレットと個別支援計画を送付した。また、要支援者に該当する障がい者に対して、登録勧奨通知を送付し、利用の促進を図った。	概ね順調	（福祉総務課） 民生委員による訪問での高齢者実態調査と合わせた登録勧奨を継続する。また、要支援者個別に避難場所を設定し、個別避難計画の作成を進めていく。 （障がい福祉課） 要支援者に該当する障がい者に対して、登録勧奨通知を送付し、利用の促進を図る。
86	4-1-1			(8)	○障がい者と支援者のための防災マニュアルの周知・啓発	社会福祉課	障がい福祉課	引き続き防災マニュアルを配布し、周知を図る。	点訳友の会及び朗読の会の協力を得て、視覚障がい者向けの防災マニュアルの点訳版冊子と音読CDを作成した。	概ね順調	引き続き防災マニュアルを配布し、周知を図る。

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
87	4-1-1	防犯対策の充実	防犯対策の充実	(9)	○地域による防犯活動（防犯連絡員・防犯サポーターによる見守り活動）への支援	生活安全課	防災安全課	警察署及び防犯連絡員協議会と連携した地域安全キャンペーンを実施する。（5月、12月） 中学生1日防犯連絡員活動を実施する。（7月下旬～8月上旬） 警察署と連携し防犯サポーターへの情報提供等を行う。 上記活動内容に関する周知、広報を行う。	警察署及び防犯連絡員協議会、その他防犯関係団体等と連携した各種キャンペーンを実施し、市民の防犯意識高揚を図った。 春の地域安全キャンペーン（5月） 秋の地域安全キャンペーン（10月） 防犯キャンペーン（10月） 歳末地域安全キャンペーン（12月） 7月下旬から8月上旬にかけて中学生1日防犯連絡員活動を実施。中学校近隣住宅を訪問し防犯の呼びかけを行った。 実施校 市内5中学校 委嘱した中学生 計46名 参加者（中学生、防犯連絡員、警察官、少年警察ボランティア連絡会、学校教員等）計157名 警察署や市民から不審者や不審な訪問等の情報が寄せられた際には、防犯サポーターに情報を提供の上、重点パトロールを指示し、警戒を強化した。 上記活動内容について市広報紙や市公式ホームページ等において周知を行った。	順調	警察署及び防犯連絡員協議会と連携した地域安全キャンペーンを実施する。（5月、12月） 中学生1日防犯連絡員活動を実施する（7月下旬～8月上旬） 警察署と連携し防犯サポーターへの情報提供等を行う。 上記活動内容に関する周知、広報を行う。
88	4-1-1			(10)	○空家の適正な管理の推進	生活安全課	まちの魅力創造課	龍ヶ崎市空家等対策計画に基づき、管理不全な空家等の所有者等に対し情報提供などを行い、空家等の適正な管理の推進を図る。また、放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態の空家等については、「管理不全空家等」に認定し改善を促す。 さらに、空家にさせないための取組として、専門家や関係機関等との連携による講演会や不動産相談会を拡充して開催し、管理不全な空家等の発生抑制を図る。	・適正な管理が行われていない空家等の所有者等に対し、情報提供や適正管理を依頼した。改善が図られない空家等については、建物の状態、周囲への悪影響度に応じて「管理不全空家等」「特定空家等」に認定し、対策を強化した。結果、51件が改善され、うち9件が解体された。 ・「生前整理講演会」を4回、宅建協会との共催による「不動産相談会」を2回開催した。	概ね順調	・適正な管理が行われていない空家等の所有者等に対しては情報提供等を、「管理不全空家等」「特定空家等」の所有者等に対しては、助言・指導等を行い空家等の適正な管理の推進を図る。 ・専門家による講演会や不動産相談会を開催し、空家の発生抑制を図る。 ・空家バンク制度の活用を促進し、空家等の利活用及び発生抑制を図る。
89	4-1-1			(11)	○不審者情報の発信	教育総務課	教育総務課	年度を通して、市内小中学校から不審者発生の情報提供を受けた際には、速やかに指導課、防災安全課、警察、各課等に情報共有を継続する。 日ごろより市内小中学校や関係機関への周知を積極的に行い、連携力を深める。	小中学校から不審者に関する報告を受けた際には、関係各所へ連絡を行い情報共有を行った。 教育委員会での防犯パトロールも実施し、防犯意識の向上に努めた。	順調	年度を通して、市内小中学校から不審者発生の情報提供を受けた際には、速やかに指導課、防災安全課、警察、各課等に情報共有する体制を継続する。 日ごろより市内小中学校や関係機関への周知を積極的に行い、連携力を深める。
90	4-1-1			(12)	○見守りボランティアへの活動支援	教育総務課	教育総務課	新年度予算編成時期に、各学校に購入希望調査を行い、必要な防犯グッズの配布ができるような体制を整えたうえで、防犯ボランティアの方々に積極的な見守り活動を依頼する。 また子どもたちの登下校時の『ながら見守り』についての市公式ホームページの掲載や、毎週月曜日と木曜日に防災無線による見守り依頼についての放送も継続して行う。	各学校に希望調査を行ったうえで、帽子、ベスト、腕章などの防犯グッズを購入した。そして希望する学校に配布した。地域防犯サポーターの活動として、令和6年度は329人の各小中学校の防犯ボランティアの方の協力を得た。また、こども達の登下校時の「ながら見守り」についての市公式ホームページの掲載や、児童の声による防災無線での見守り依頼の放送も、引き続き実施した。	順調	新年度予算編成時期に、各学校に購入希望調査を行い、必要な防犯グッズの配布ができるような体制を整えたうえで、防犯ボランティアの方々に積極的な見守り活動を依頼する。 また子どもたちの登下校時の『ながら見守り』についての市公式ホームページの掲載や、毎週月曜日と木曜日に防災無線による見守り依頼についての放送も継続して行う。
91	4-1-2	見守り体制の充実	地域による見守り体制の充実	(1)	○見守りネットワーク事業の運営	社会福祉課 介護福祉課	福祉総務課	情報交換会議について、同会議のあり方等を再考し、実施内容の見直しを含めて検討の上実施する。	会議の実施に替えて、通報及び対応実績と協力事業者における見守り通報体制の紹介などを盛り込んだ「見守りネットワーク通信」を発行し、協力事業者に配付した。	順調	現在配付している事業紹介パンフレットを更新（作成及び印刷）する。
92	4-1-2			(2)	○配食サービス配送時の見守りの実施	介護福祉課	福祉総務課	高齢者福祉サービス冊子の配布やケアマネジャーからの事業周知・勧奨により普及に努め、日常生活における「食べること」を支援し、いつまでも「食」を楽しむ、自立した生活を送れるよう、併せて定期訪問による見守りや安否確認を目的とした当該事業を推進していく。	高齢者福祉サービス冊子の配布やケアマネジャーからの事業周知・勧奨により普及に努め、日常生活における「食べること」を支援し、いつまでも「食」を楽しむ、自立した生活を送れるよう、併せて定期訪問による見守りや安否確認を目的とした当該事業を推進していく。	概ね順調	高齢者福祉サービス冊子の配布やケアマネジャーからの事業周知・勧奨により普及に努め、日常生活における「食べること」を支援し、いつまでも「食」を楽しむ、自立した生活を送れるよう、併せて定期訪問による見守りや安否確認を目的とした当該事業を推進していく。
93	4-1-3			(1)	○コミュニティバスの運行	都市計画課	都市計画課	コミュニティバスの運行を継続するとともに、市広報紙や市公式ホームページ等の活用やモビリティ・マネジメントの推進により、利用促進を図る。 また、前回の運行計画再編から概ね5年が経過することから、この間の利用実績や課題を踏まえ、令和7年4月を目途とした地域公共交通再編に向け、準備を進める。	運行協定に基づき、令和6年度も運行を継続した。 また、利用実績や運行経費、利用者等からの要望などを踏まえ、ルートやダイヤの見直しを軸とした地域公共交通の再編を行い、令和7年4月より新たな運行計画に基づく運行を開始することとした。	順調	新たな運行計画に基づきコミュニティバスを運行させるとともに、市広報紙や市公式ホームページ等の活用やモビリティ・マネジメントの推進により、利用促進を図る。

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	令和6年度の取組計画	令和6年度の取組実績	進捗状況 （評価）	令和7年度の取組計画
94	4-1-3	移動手段の確保	移動支援に関する取組	(2)	○乗合タクシーの運行	都市計画課	都市計画課	乗合タクシーの運行を継続するとともに、市広報紙や市公式ホームページ等の活用やモビリティ・マネジメントの推進により、利用促進を図る。	運行協定に基づき、令和6年度も運行を継続した。 市広報紙や市公式ホームページに、乗合タクシーの利用方法や運賃等の情報を掲載し、制度の周知を図った。	順調	乗合タクシーの運行を継続するとともに、市広報紙や市公式ホームページ等の活用やモビリティ・マネジメントの推進により、利用促進を図る。
95	4-1-3			(3)	○新モビリティサービスの導入検討	都市計画課	都市計画課	実証実験期間中の利用実績や評価などの結果を踏まえ、令和7年4月を目途とした地域公共交通再編に向けたA Iオンデマンド交通の本格運行のあり方を検証する。	実証実験期間中の利用実績や利用者からの評価、また運行経費といった様々な観点を勘案し、令和7年4月からの本格運行を実施することとした。併せて、市広報紙や市公式ホームページに概要を掲載したほか、運行エリア内を対象として、運行概要をまとめたリーフレットの各戸配布や地元説明を行い、制度の周知を図った。	順調	運行計画に基づきA Iオンデマンド交通を運行させるとともに、市広報紙や市公式ホームページ等の活用やモビリティ・マネジメントの推進により、利用促進を図る。
96	4-1-3			(4)	○移動時要支援者への移動支援	社会福祉課 介護福祉課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 市社会福祉協議会の移送サービス事業について、潜在的利用者に当該事業の情報が届くよう広く周知する。 （障がい福祉課） 障害者手帳交付時に移動支援事業の周知活動に努め、利用者数の増加を図る。	（福祉総務課） 6月の事業開始を前に、事業開始に伴う利用登録の勧奨及び運転ボランティアの募集について、当課内にチラシを設置するとともに、実施主体である市社協が当該事業を周知するに当たり、民生委員児童委員、地域包括支援センター、介護専門支援員連絡協議会主任ケアマネ部会等につなぐなどの協力を行った。 （障がい福祉課） 障がい者手帳交付時に当該事業の説明を行い、利用者の増加を図った。 登録人数：9名 年間延べ利用時間：288時間	概ね順調	（福祉総務課） 引き続き、市社協が実施する移送サービスについて、チラシの設置や対象者となりうる方からの相談があった際の当該事業紹介など、当該サービスが必要な方に届くよう支援・協力する。 （障がい福祉課） 障害者手帳交付時に移動支援事業の周知活動に努め、利用者数の増加を図る。
97	4-1-3		買い物支援に関する取組	(5)	○民間事業者と連携した移動販売の取組推進	介護福祉課	福祉総務課	イトーヨーカドー竜ヶ崎店「とくし丸」の3号車（個人事業主）の運行が開始したところであるため、今後も、動向を見守りながら状況の確認を継続する。	イトーヨーカドー竜ヶ崎店の閉店に伴い、「とくし丸」事業も終了となった。 買い物に不便を感じている高齢者等の買い物環境の安定の確保と、地域住民のコミュニケーションの場の提供を目的に、移動販売実施事業者への補助金交付の制度を創設した。	順調	移動販売実施事業者に補助金を交付することにより、買い物に不便を感じている高齢者等の買い物環境の安定の確保と、地域住民のコミュニケーションの場の提供に努める。
98	4-1-3			(6)	○宅配サービス実施店舗の情報提供	商工観光課	商工観光課	宅配サービスができる個人商店や事業所について、宅配サービス店リストへ登録推進のため、市広報紙及び市公式ホームページのほか、SNS等を活用した周知充実を図る。 （R6.3現在:36件→R7.3目標:40件）	宅配サービスができる個人商店や事業所のリストを市広報紙及び市公式ホームページに掲載し、市民に周知するとともに、事業者にはリストへの登録推進を図った。 （R7.3実績38件、対前年比+2件）	概ね順調	宅配サービスができる個人商店や事業所について、宅配サービス店リストへ登録推進のため、市広報紙及び市公式ホームページのほか、SNS等を活用した周知充実を図る。 （R7.3現在:38件→R8.3目標:40件）
99	4-1-4	健康づくりの推進	健康維持・増進、疾病の重症化予防	(1)	○健康体操（いきいきヘルス体操、元気アップ体操）の取組推進	健幸長寿課	健康増進課	市広報紙等を通じて「シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会」及び「元気アップ体操指導員養成講座」の参加者を募集し指導員の育成を図るとともに、各体操教室の周知をする。	各体操教室に対し、以下の参加を得た。 ・いきいきヘルス体操 市内44会場にて実施 延べ参加人数：13,767人 ・元気アップ体操 市内19会場27教室にて実施 延べ参加人数：7,244人	概ね順調	市広報紙等を通じて「シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会」及び「元気アップ体操指導員養成講座」の参加者を募集し指導員の育成を図るとともに、各体操教室の周知をする。
100	4-1-4			(2)	○まいん健幸サポートセンター※の運営 ※令和5年4月1日から「まいん健康サポートセンター」に改称	健幸長寿課	健康増進課	市公式ホームページにて施設の概要、提供プログラム等を掲載し、施設利用者数増加に取り組む。	市公式ホームページに施設の概要、提供プログラム等を掲載するとともに、施設利用者数の増加に取り組んだ。 ・利用登録者数：634人（令和6年度末） ・延べ参加人数：10,272人	概ね順調	市公式ホームページにて施設の概要、提供プログラム等を掲載し、施設利用者数増加に取り組む。
101	4-1-4			(3)	○てくてくロードの周知・広報	健幸長寿課	健康増進課	各コミュニティセンターなどに健康ウォーキングマップを配布し、てくてくロードの周知を図る。	健康ウォーキングマップを配布し、周知活動を行った。 令和6年度てくてくロード完歩賞 延べ24人	概ね順調	各コミュニティセンターなどに健康ウォーキングマップを配布し、てくてくロードの周知を図る。
102	4-1-4			(4)	○地域スポーツ推進事業の実施	スポーツ都市推進課	スポーツ推進課	スポーツ推進委員による各コミュニティセンターを拠点としたニュースポーツの普及を推進していく。 ・まいりゅうコロコロ体験教室 ・まいりゅうコロコロ大会 NP0法人クラブ・ドラゴンズによるストレッチ講座等、地域に密着した場所で気軽に参加しやすいスポーツの普及活動を推進していく。 ・ストレッチ講座 ・ニュースポーツ推進事業	スポーツ推進委員により各コミュニティセンターを拠点としてニュースポーツの普及に努めた。 まいりゅうコロコロ体験教室：延べ282人 まいりゅうコロコロ大会：79人 NP0法人クラブ・ドラゴンズによるストレッチ講座等、地域に密着した場所で気軽に参加しやすいスポーツの普及活動を実施した。 ストレッチ講座：延べ984人 ニュースポーツ推進事業：延べ401人	概ね順調	スポーツ推進委員による各コミュニティセンターを拠点としたニュースポーツの普及を推進していく。 ・まいりゅうコロコロ体験教室 ・まいりゅうコロコロ大会 NP0法人クラブ・ドラゴンズによるストレッチ講座等、地域に密着した場所で気軽に参加しやすいスポーツの普及活動を推進していく。 ・ストレッチ講座 ・ニュースポーツ推進事業

龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画 進行管理シート（社会福祉協議会）

進捗は以下から選択（順調、概ね順調、課題がある、見直しが必要）

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	R6担当課・係	R6年度 of 取組計画	R6年度 of 取組実績	進捗状況（評価）	R7年度 of 取組計画
1	1-1-1	地域福祉意識をはぐくむ	地域活動の維持・継続	(1)	○活動団体（地域コミュニティ、住民自治組織など）の運営継続のための各種支援	地域福祉課 生活支援係	出前講座など社会福祉協議会の事業を活用いただけるようPRするとともに、他地区の活動状況や助成金情報など広く情報提供を行い、活動の支援を行う。	地域における活動者や団体に対し、出前講座など社協事業の案内や各種助成金にかかる情報を提供した。また、各地区の地域活動や取組みについて情報を収集し、その都度ホームページに掲載した。特に、地域情報として居場所づくり（サロン）活動をテーマとして各地区を取材し、記事として「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載した。	概ね順調	各地区を訪問し、事業への協力や会合への参加を通して情報提供や意見交換等を行い、地域の実情を共有する。また、地域でさえあう体制づくりの推進を目的として、市民向けの講演会等を開催する。
2	1-1-1		他者を思いやる心を育てる取組	(1)	○ボランティア講演会の開催	地域福祉課 地域福祉係	高校生ボランティアスクールの中で、「障がい理解」や「保育」について関係者から講演をしてもらい、他人を思いやる心を育む。	高校生ボランティアスクールにおいて、保育体験、ふれ愛縁日の事前研修で未就学児や障がいのある方への理解を深め、思いやりの心が育まれた。延べ53人が参加した。	概ね順調	ボランティア入門講座として「障がい」をテーマとした講演会を開催。青少年、ミドル世代はじめ多世代に呼びかけを行い、多くの方が思いやる心を育んでもらえるようにする。
3	1-1-2	地域福祉を支える人材を育てる・活かす	地域福祉を知る機会の提供	(1)	○ボランティア養成講座の実施	地域福祉課 地域福祉係	社会福祉協議会の事業や地域活動・ボランティア団体へ参加するきっかけとなるような講座を開催する。 令和6年度は、点訳入門・手話入門・ボランティア入門講座を開催する予定。	点訳入門・初級講座に11人、手話入門講座に20人、ボランティア入門講座として災害をテーマに開催40人が受講。うち数人が、ボランティア団体へ参加し、活動を継続している。	概ね順調	ボランティア講座（音訳入門・手話入門など）やふれ愛広場のボランティア体験コーナーを通して、ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動に参加するきっかけとしてもらう。
4	1-1-2			(2)	○青少年ボランティアの育成	地域福祉課 地域福祉係	ジュニアボランティア・高校生ボランティアにおいて、地域の方と連携し、保育・介護体験や高齢者とのふれあい、ふれ愛事業を行う。	ジュニアボランティアスクール及び高校生ボランティアスクールにおいて、保育体験や介護体験等を実施し、延べ53人が参加した。施設の職員や地域の方、未就学児や高齢者と交流することで、人の役に立つ経験をし、やりがいを感じることができた。	概ね順調	ジュニアボランティアスクール及び高校生ボランティアスクール参加者に、次のステップとして、ふれ愛事業等に参加してもらい、青少年ボランティアとして年間を通じて活動できる環境を整備する。
5	1-1-2			(3)	○福祉出前講座の実施	地域福祉課 地域福祉係	小中学校の校長会で福祉出前講座について説明を行い、総合的な学習の時間などで活用されるよう努める（5月）。また、地域コミュニティにおいても広く活用されるよう、地域訪問時にチラシを用いながら説明し、利用促進を図る。そのほか、社協「ホームページ」などでPRし、普及に努める。	ホームページの告知、小中学校の校長会での説明等を行い、小学校11校、高等学校1校、住民自治組織1地区で、福祉出前講座を開催した。延べ246人のボランティアが講座開催の主体となり、車いす・アイマスク体験・手話・点字・ポッチャを体験することができた。しかしながら、地域コミュニティなど地域住民に対しての活用が進んでいない。	課題がある	小中学生や地域の方がボランティア活動にふれる機会となる福祉出前講座のメニューの充実を図り、広く活用される環境を整備する。とりわけ、地域コミュニティに対しては、地域訪問時にチラシを配布し活用いただけるようPRを強化する。
6	2-1-1	人々がつながる交流機会の促進	地域住民同士のつながり（交流）	(1)	○中央支所・佐貫西口支所・元気サロン松葉館でのサロン活動の実施	地域福祉課 支所係	（中央支所・佐貫西口支所）障がいのある方や子どもから高齢者まで幅広い世代が集まれるイベントを継続して開催する。 （元気サロン松葉館）利用者が安全安心に利用できるよう環境整備を継続し、小学校や学童保育ルームとの交流会を実施する。また、ミニイベントを利用者のニーズに沿ったものを企画・実施するとともに、作品展示も行う。	（中央支所・佐貫西口支所）高齢者を対象にした交通安全講座や地域の芸能ボランティアによる音楽会を開催。また、佐貫西口支所においては子育て世代を対象とした交流サロンを定期的に実施した。いずれも多くの方が参加し、交流を図ることができた。 （元気サロン松葉館）松葉小学校児童とクリスマス交流会（12月）、折り紙交流会（1月）を、8月には学童ルーム児童と納涼祭を開催し交流を深めた。また、利用者が作成した書道と絵手紙の作品を松葉小学校昇降口に展示し児童の目に触れてもらった。 さらには、利用者向けのミニイベントとして、水戸証券株式会社の協力により終活セミナーを開催した。	概ね順調	（中央支所・佐貫西口支所）引き続き、子どもから高齢者まで幅広い世代が集まれるイベントを定期的に開催し、交流を促進する。 （元気サロン松葉館）利用者が安全安心に利用できるよう環境整備を継続し、小学校や学童保育ルームとの交流会を実施する。また、ミニイベントを利用者のニーズに沿ったものを企画・実施するとともに、作品展示も行う。
7	2-1-1			(2)	○ふれ愛交流事業の開催	地域福祉課 地域福祉係	市内特別支援学級や近隣の特別支援学校はじめ、青少年ボランティアに広く参加を呼びかけ、交流を深められるようにする。	市内特別支援学級や近隣の特別支援学校に通う子どもたちが、ふれ愛縁日（19人）、ふれ愛クリスマス（24人）に参加し、青少年ボランティア（107人）と交流することができた。しかしながら、縁日については酷暑の中、会場を屋内にしたものの、実施そのものに課題がある。	見直しが必要	ふれ愛交流事業に市内特別支援学級や近隣の特別支援学校の子どもたちに参加してもらい、青少年ボランティアとの交流を深める。また、縁日を無くした代わりにふれ愛広場でその機能も持たせ実施する。
8	2-1-1			(3)	○地域コミュニティ協議会や住民自治組織、サロン運営団体が実施する行事や催し物などへの支援	地域福祉課 生活支援係	地域訪問時に出前メニュー表（福祉体験・芸能ボランティアの一覧）を作成・配布し、広く活用されるようにする。併せて、社協「ホームページ」「facebook」にも掲載し、PRを行う。 また、各地区で行っている地域行事などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載するなど情報を提供することで支援を行う。	福祉体験のメニュー表、芸能ボランティアの一覧を作成し、ホームページに掲載するとともに、各地区における行事等の活動内容を周知するため、ホームページ、facebook、しゃきょうだより（全戸配布）に地域情報として記事を掲載した。しかしながら、出前講座そのものは地域コミュニティにおいて、あまり活用されていない。今後、PR方法、実施方法など見直しが必要。	課題がある	地域住民による福祉活動や居場所づくり（サロン活動）など、地域資源にかかる情報を収集し、ホームページ、facebook、しゃきょうだよりで発信する。また、事例の紹介等、必要に応じた情報の提供により、各地区での福祉活動が円滑に進むよう支援に努める。それとともに、必要に応じ、出前講座をPRし、活用いただけるようにする。
9	2-2-1	相談支援体制の維持・充実	地域住民からの相談・支援	(1)	○ふれ愛相談サロン（心配ごと相談、法律相談）の実施	地域福祉課 生活支援係	身近な相談窓口として、より多くの市民に利用いただくため、「りゅうほー」、「しゃきょうだより（全戸配布）」、社協「ホームページ」を活用して、事業のPRを行う。	法律相談と心配ごと相談を月2回ずつ実施した。事業の周知と利用促進を図るため、毎月発行の「りゅうほー」と年4回（6・9・1・3月）発行の「しゃきょうだより」（全戸配布）に、開催日や申込方法などの案内を掲載した。 【法律相談（毎月第2・4金曜日）】 開催日数 24日 相談件数 67件 【心配ごと相談（毎月第1・3火曜日）】 開催日数 24日 相談受付 37件	概ね順調	身近な相談窓口として、より多くの市民に利用いただくため、「りゅうほー」、「しゃきょうだより（全戸配布）」、社協「ホームページ」を活用して、市民への周知と利用促進を図る。

龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画 進行管理シート（社会福祉協議会）

進捗は以下から選択（順調、概ね順調、課題がある、見直しが必要）

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	R6担当課・係	R6年度の取組計画	R6年度の取組実績	進捗状況（評価）	R7年度の取組計画
10	2-2-2	地域福祉に関する連携体制づくり	地域内の関係者同士の連携	(1)	○ふれあいネットワーク事業の推進	地域福祉課 生活支援係	地域福祉活動に対しての相談に対し、他地区の事例や助成金について紹介したり、関係機関につなげるなどの支援を行い、活動の推進を図る。 また、定期的な職員会議（年4回）を行い、情報の共有、職員のスキル向上に努める。	各地区の実情や意向を踏まえ、活用できる助成金や他の地区の活動事例等についての情報提供、民間企業の社会貢献活動とのマッチングや関係機関との連絡調整等を行うことで、地域福祉活動を支援した。また、職員（生活支援コーディネーター）による定例会議を4回開催し、情報の共有と意見交換を行うことで生活支援コーディネーターとしてのスキルの向上を図った。しかしながら、職員ごとに支援方法、支援回数などかなりのばらつきが生じてしまっている。	課題がある	【生活支援体制整備事業】 各地区に「生活支援コーディネーター」として1名ずつ職員配置し、地域への訪問活動を通して情報の収集及び状況の把握に努めつつ、支援を行う。また、定期的に職員間の情報共有や意見交換等の場を設け（年4回）るとともに、適宜グループワークを開催し、生活支援コーディネーターのスキルの向上を図る。
11	2-3-1	受け手に伝わる情報発信・情報伝達	知ってもらう・わかってもらう取組（周知、情報提供）	(1)	○「しゃきょうだより」（全戸配布）による周知・広報 ○社協ホームページによる周知・広報	地域福祉課 地域福祉係	各地区へ概ね月1回の訪問、年1回以上、地域活動について社協「ホームページ」「facebook」「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載する。	「しゃきょうだより」に地域お宝情報を全地区掲載、ボランティアだよりのページを毎月掲載、ホームページやfacebookに、ふれ愛交流事業の様子を掲載した。	概ね順調	各地区へ概ね月1回の訪問、年1回以上、地域活動について社協「ホームページ」「facebook」「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載する。
12	2-3-1			(2)	○市民活動情報（地域資源台帳）の収集・発信	地域福祉課 地域福祉係	地域への訪問により収集した情報をまとめた『地域資源台帳』や『サロン活動』について整備し、それらを冊子にまとめるとともに社協「ホームページ」に掲載し、周知を図る。	各地区に配置した職員（生活支援コーディネーター）が、訪問により収集した情報をまとめた『地域資源台帳』や『サロン活動』について整備し、ホームページに掲載した。	概ね順調	各地区に配置した職員（生活支援コーディネーター）が地域を訪問し、収集した情報を冊子にまとめるとともに、社協「ホームページ」に掲載し、周知を図る。
13	2-3-1			(4)	○ボランティア情報の発信	地域福祉課 地域福祉係	年4回発行の「しゃきょうだより」（全戸配布）の「ボランティア」ページに、団体紹介をはじめ使用済み切手の収集活動など、幅広いボランティア活動の情報を掲載する。また、社協「ホームページ」「facebook」を活用し、関係団体の助成金情報などを掲載し、情報発信を行う。	年4回発行の「しゃきょうだより」（全戸配布）の「ボランティアだより」のページで、ボランティア団体の紹介や募集状況、使用済み切手の収集活動などを掲載した。また、ホームページに芸能ボランティアの紹介やボランティア登録の案内、ボランティア活動の助成金情報などを掲載し、情報発信によるボランティア活動の支援を行った。	概ね順調	年4回発行の「しゃきょうだより」の「ボランティアだより」のページで、ボランティア団体の紹介や古切手の収集活動などを掲載する。また、ホームページに芸能ボランティアの紹介やボランティア登録の案内、ボランティア活動の助成金情報などを掲載し、情報発信によるボランティア活動の支援を行う。
14	2-3-1			(9)	○「しゃきょうだより」（全戸配布）などの点訳・音訳	地域福祉課 地域福祉係	広報物を利用者へ着実に提供するとともに、障がい福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、チラシを作成し、行政機関など配布場所を増やし、利用者の募集を行う。	障がいがある方への情報提供として、「りゅうほー」や「しゃきょうだより」（全戸配布）を「音訳」又は「点訳」し視覚障がいの方へ送付。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載し周知した。また、当会関連施設及び龍ヶ崎市役所窓口等に「視聴用CD」や「点訳物」を配置したものの、こちらの説明不足もあり、手帳更新時の周知まで至らず、新規利用者の獲得にはつながらなかった。	課題がある	広報物を利用者へ着実に提供するとともに、障がい福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、当会関連施設及び龍ヶ崎市役所窓口等に「視聴用CD」や「点訳物」を配置し、来所された方へ周知する。
15	3-1-1	市民活動・ボランティアの拡充	活動者の支援	(1)	○市民活動・ボランティア団体の活動支援（相談支援・助成金情報の提供）	地域福祉課 地域福祉係	市民活動・ボランティア団体の情報を整備するとともに、相談に応じながら、助成金や他団体の活動を紹介したり、活動の拡充を図る。また、各団体において高齢化、固定化がみられることから新規会員の獲得につながるよう「しゃきょうだより」（全戸配布）に会員募集を掲載するなど支援を進める。	「しゃきょうだより」に、「ボランティアだより」のページを掲載し、団体の活動紹介や会員募集を行った。また、ホームページに助成金情報を掲載し、申請する際には、助言を行い、活動の支援を行った。	概ね順調	「しゃきょうだより」に、「ボランティアだより」のページを掲載し、団体の活動紹介や会員募集を行う。引き続きホームページに助成金情報を掲載し、活動を支援する。市民からのボランティア相談には、丁寧に対応し、ボランティアの適切な紹介に努める。
16	3-1-2	福祉サービスの適切な利用促進	要配慮者への情報保障（再掲）	(1)	○「しゃきょうだより」（全戸配布）などの点訳・音訳	地域福祉課 地域福祉係	広報物を利用者へ着実に提供するとともに、障がい福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、チラシを作成し、行政機関など配布場所を増やし、利用者の募集を行う。	障がいがある方への情報提供として、「りゅうほー」や「しゃきょうだより」（全戸配布）を「音訳」又は「点訳」し視覚障がいの方へ送付。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載し周知した。また、当会関連施設及び龍ヶ崎市役所窓口等に「視聴用CD」や「点訳物」を配置したものの、こちらの説明不足もあり、手帳更新時の周知まで至らず、新規利用者の獲得にはつながらなかった。	課題がある	広報物を利用者へ着実に提供するとともに、障がい福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、当会関連施設及び龍ヶ崎市役所窓口等に「視聴用CD」や「点訳物」を配置し、来所された方へ周知する。
17	3-1-3	生きづらさに寄り添った支援（孤独・孤立対策）	支援の提供	(1)	○生活困窮者への支援（生活福祉資金貸付制度、フードバンク）	地域福祉課 生活支援係	（生活福祉資金）低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行う。なお、県社会福祉協議会および行政各課と連携し、相談者への貸付の可能性の可否、貸付にあたっての必要書類の準備など、迅速な対応に努める。 （フードバンク）生活困窮世帯に対する緊急的な支援として、食品の提供を行う。 なお、事業の実施について、民生委員や関係機関に周知し、支援の強化を図る。また、食品の寄付を募るため、市役所ロビー、地域福祉会館、中央支所、元氣サロン松葉館に設置している「きずなBOX（食品回収箱）」の周知に努める。	【生活福祉資金】 ・県社会福祉協議会と連携し、本制度に関する問合せや相談に応じた。貸付申請には至らなかったが、家計の見直しや生活再建に向け、自立相談支援機関等につないだ。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付（令和4年9月に終了）の借受人への対応を行った。借受人の状況等を把握し、償還に関する相談を県社会福祉協議会につないだ。 相談・支援件数 314件 【フードバンク】 ・社協広報紙「しゃきょうだより」1月号に「きずなBOX（食品回収箱）」の概要について掲載し、周知を行った。 ・「りゅうほー」（6・11月前半号）に案内を掲載し、食品の提供に対する協力を呼びかけた。 寄付件数 148件 ※NPO法人フードバンク茨城の協力を得て、生活困窮世帯に対し食の支援を行った。 支援件数 126件	概ね順調	【生活福祉資金】 低所得、障がい者及び高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行う。なお、県社会福祉協議会および行政各課と連携し、相談者への貸付の可能性の可否、貸付にあたっての必要書類の準備など、迅速な対応に努める。 【フードバンク】 生活困窮世帯に対する緊急的な支援として、食品の提供を行う。 なお、事業の実施にあたり、生活困窮者自立相談支援機関（市保護課）の協力のもと、支援の強化を図る。また、食品の寄付を募るため、市役所ロビー、保健福祉棟、中央支所、元氣サロン松葉館に設置している「きずなBOX（食品回収箱）」の周知に努める。

龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画 進行管理シート（社会福祉協議会）

進捗は以下から選択（順調、概ね順調、課題がある、見直しが必要）

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	R6担当課・係	R6年度の取組計画	R6年度の取組実績	進捗状況（評価）	R7年度の取組計画
18	3-1-4	権利擁護の推進	権利擁護の推進	(1)	○日常生活自立支援事業の実施	地域福祉課 生活支援係	認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等、判断能力が不十分で親族等の援助が得られない方に対し、福祉サービス利用手続き、日常生活の金銭管理や書類等の預かりサービスなどを行い、自立した地域生活を送れるよう支援する。また、民生委員やケアマネジャー等の関係機関との連携強化を図る。権利擁護に関する研修に参加し、スキルアップに努める。	利用者の福祉サービスの利用の援助や金銭管理の支援を行いがら、市役所関係各課やケアマネジャー、医療機関など関係機関と連携し、福祉サービスの見直しなどを利用者 に説明し自立した地域生活が送れるように支援を行った。また、在宅医療・介護連携推進会議に出席し、連携強化に努めた。成年後見制度に関する研修に参加し、スキルアップに努めた。 利用契約者 27件（うち新規：6件 解約 2件） サービス提供回数：延べ432回（支援回数）	概ね順調	利用者に対して、福祉サービス利用手続き、日常生活の金銭管理や書類等の預かりサービスなどを行い、自立した地域生活を送れるよう支援する。また、市役所関係各課をはじめ、ケアマネジャーや相談支援専門員などの関係機関との連携強化や事業理解を図る。県社会福祉協議会が開催する専門員や生活支援員向けの研修会に参加し、スキルアップに努める。
19	4-1-1	防災・防犯対策の充実	災害の備え	(1)	○災害ボランティアセンター機能の強化	地域福祉課 地域福祉係	災害時にボランティアセンターの運営を円滑に行い、被災者に対し迅速に支援を行えるよう、行政及び民間企業・団体等とネットワークを構築し、研修や訓練を実施する。	災害時に円滑な支援を行えるよう平常時から市内の企業や地域団体、関係機関29団体に登録いただき、顔の見える関係づくりをするために、「災害ボランティアネットワーク連絡会」を組織化、発足にあたり、全国の災害支援にあたっている方を招へいし、講演会を開催した。また、市と地域（長山）の防災訓練に参加し、参加者に災害ボランティアセンターについて、寸劇を通して周知を図った。	概ね順調	「災害ボランティアネットワーク連絡会」の活動を継続し、研修会、ふれ愛広場への参加、市防災訓練への参加を通して、顔の見える関係づくりを行うとともに、活動内容を周知し、参加する企業や団体を拡大する。
20	4-1-2	見守り体制の充実	高齢者の見守り活動	(1)	○ふれ愛給食サービスの実施	地域福祉課 地域福祉係	利用者の孤独や不安感を緩和するため、生活に必要な情報を提供し、つながりを絶やさない支援に努める。また、利用者のサービス利用状況や緊急連絡先の確認など情報更新を行い、長期間利用休止の方に対し、ケアマネジャーや親族などと連絡を取り、状況把握に努める。	お弁当宅配時に、小中学校の児童・生徒が作成したメッセージや作品と一緒に届け孤独や不安の緩和に努めた。また、熱中症の啓発チラシなど健康や生活に必要な情報を提供し、繋がりを絶やさない支援を続けた。サービスを休止している利用者については、本人や家族、ケアマネジャーに介護サービスの利用状況や体調面などの近況を電話で確認した。 利用者 179人（令和7年3月末）	概ね順調	利用者の介護サービス状況等を確認し、情報の更新を行う。サービスを長期間利用している方に対しては、家族やケアマネジャー、市と連携し利用状況について把握する。また、利用者の孤独や不安感を緩和するため、生活情報の提供を行い、繋がりを絶やさないようにする。
21	4-1-3	移動手段の確保	移動支援に関する取組	(1)	○福祉車両の貸出	地域福祉課 生活支援係	「りゅうぼー」、「しゃきょうだより」（全戸配布）、社協「ホームページ」等を活用し、市民への周知と利用促進を図る。	車いすでの移動が必要な方が外出する際に、福祉車両の貸出を行った。 貸出件数 65件 ※昨年6月より貸出とは別に、要介護3以上、障がい者手帳3級以上の方を対象に市外の病院に通院等する際の支援として移送サービス事業を開始した。利用登録者：9人（延べ実施回数31回）	概ね順調	「りゅうぼー」、「しゃきょうだより（全戸配布）」、社協「ホームページ」を活用して、市民への周知と利用促進を図る。
22	4-1-3			(3)	○車いすの貸出 ○福祉機器の貸出			一時的な通院等のために車いすや福祉機器（歩行者、四点支持杖等）が必要となった市民に対し、短期間の無料貸出を行った。 【車いす】 貸出件数 277件 【福祉機器】 貸出件数 19件 ※福祉機器の貸出は、実績件数が少なく、事務所移転に伴い保管庫も確保できないことから、令和6年度をもって終了した。	見直しが必要	
23	4-1-3		買い物支援に関する取組	(4)	○福祉の店移動販売の取組推進	地域福祉課 支所係	地域状況を調査し、移動困難で買い物難しい地区を中心に移動販売や宅配サービスを提供していく。	コミュニティセンター等の協力を得ながら移動販売ステーションを開設し、地元農作物や米等の販売を実施した。また週2回、米及び日用品の宅配サービスを実施した。	概ね順調	
24	4-1-4	健康づくりの推進	健康維持・増進、疾病の重症化予防	(1)	○健康体操（いきいきヘルス体操）の取組推進	地域福祉課 地域福祉係	活動を訪問・取材し、「しゃきょうだより」（全戸配布）や社協「ホームページ」、「facebook」に掲載することで、市民への周知と利用促進を図る。	「しゃきょうだより」の「ボランティアだより」のページに、団体の活動紹介を掲載した。しかしながら、ホームページの活用まで至らなかった。	課題がある	「しゃきょうだより」のみではなく「facebook」も活用し活動内容を周知し、市民の理解と参加の拡大を図る。

令和7年度第1回地域福祉計画推進委員会 事前質問・意見及び回答一覧

到着順に掲載しています。

明らかな誤字等を除き、提出された内容をそのまま転記・転載しています。

(福田委員)

【質問・意見】

夏場の一人暮らしの高齢者の熱中症対策案について検討して頂きたい

ex:夏場は見回りの回数を増やす(人手が足りないならボランティアを募集)、熱中症警戒アラートが発令されている時に時間があったら見回るボランティアを募集する

高齢者は特に熱中症になりやすいらしいです。

【回答】(健康増進課に確認し、福祉総務課が回答)

高齢者に特化した取組はありませんが、高齢者を対象に含めた熱中症に係る取組として、本年6月に以下の2つを実施しました。

- ①民生委員の見守り訪問の際に、注意喚起するチラシの配付を依頼
- ②社会福祉協議会が実施するふれ愛給食(見守りを兼ねたお弁当の宅配事業)の配達時、上記①と同じチラシも配付

そのほか、7月には熱中症予防のチラシを住民自治組織の班回覧し周知しました。そのチラシにも掲載していますが、市内の公共施設や店舗等を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)に指定し、危険な暑さから避難できる場所を設けています。

(梅澤委員)

【質問・意見】

1.

通し番号 9 障がい者福祉サービス事業所への支援について

6月8日付 茨城新聞に「障碍者の工賃本県低迷」の見出しで、就労支援B型の事業で作業している利用者の工賃が、1ヶ月 19,882 円で、全国平均より3,000円少ないとなっている。

これは、B型事業所が増加している事と主な作業が内職であることが原因だと言っている。内職作業は比較的に簡単な作業であるが、収入が少なく継続的に入ってくる作業でない。この為、工賃が少なくなっているのではないかと思われる。

牛久市では、100人以上の利用者を集め、農業やwebの入力作業など比較的に簡単に出来て収入の見込める作業所を設立の検討もしていると聞く。龍ヶ崎市のB型就労支援事業所への取り組みはどうなっているか？

2.

通し番号 33 緊急医療情報安心キットの配付について

令和6年度の配付者数 189件で、令和5年度 272件に比べて少なくなっている原因は把握しているか？

合わせて、AED（自動除細動器）の設置個所の把握と作動できる方の研修の実施状況は、把握されているか？

3.

通し番号 39 地域福祉情報ポータルサイトの内容充実

「進捗状況で見直しが必要」となっているが、何が問題となっているのか？

4.

福祉サービス提供事業所との連携について

訪問介護事業所について、特に訪問ヘルパーがいないとの話が聞こえてくる。介護サービス事業所は、どのような形態でも慢性的な人手不足であるが、訪問介護は1対1の介護サービスであり、ヘルパーがいないと事業がなりたたない。介護保険は国の制度であるが、サービス実施にあたって行政として、事業所の手助けできることはないか？

5.

福祉サービス提供事業所との連携について

今後の高齢化に伴う対応として、特別養護老人ホームの設立が必要となってくると思われる。特別養護老人ホームの待機者の推移は把握されているか？

6.

通し番号95 新モビリティサービスの導入検討について

- ① 実施にあたっての利用実績はどうか？
- ② 西部地区への導入は検討されているか？
- ③ 他市町への移動は可能か？

【回答】

1. 龍ヶ崎市のB型就労支援事業所への取り組みについて（障がい福祉課）

市では、障がいのある方の工賃向上を図るため、就労継続支援A型事業所、B型事業所などの障がい者就労施設から物品やサービスの積極的な調達に努めています。令和6年度には、市役所において計879,833円の調達がありました。こうした取り組みを通じて、事業所の収益向上と工賃改善につなげられるよう、今後も継続して支援を行ってま

います。

2-1. 緊急医療情報安心キットの配付状況について（福祉総務課）

質問内で令和5年度の配布者数が272件とありましたが、確認したところ、272件は1つ下の段の「令和5年度のひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与数」であり、当該件数は358件でした。

配布数減少の原因について具体的に把握しているわけではありませんが、考えられる原因として、コロナ禍（令和2年度～令和4年度）に中止していた高齢者実態調査を令和5年度に再開した際に申請数が一時的に増加し、一定数の配布が完了し申請が落ち着いたことによるものと考えます。

※例年10月頃に実施する高齢者実態調査時に、調査に併せて民生委員に安心キットの普及啓発を依頼している。

2-2. AEDの設置状況と講習実施状況の把握について（防災安全課）

AEDの設置につきまして、市内の公共施設及びコンビニエンスストアには市で設置を行っております。

また、上段以外の施設等に設置してあるものにつきましては、企業、店舗等が独自に設置してあるもので、その把握についても「茨城県AED普及啓発サイト「AEDのココロエ」」に登録されているものは把握できております。なお、市の防災アプリ「防災龍ヶ崎」内でも「AEDのココロエ」のサイトに登録されている内容と同じ箇所の登録を行っておりますので、そちらでも確認が可能です。

次に作動できる方の研修の実施状況ですが、市で行っている研修は職員向けの研修と龍・流連携事業として流通経済大学健康スポーツ科学部が主体となって行っている小中学生向け（小学生高学年（5，6年生）及び中学2年生対象）の研修の実施になります。ただし、職員向けの研修は新型コロナウイルス感染症以降、実施できておりませんが研修再開に向け検討しているところです。

3. 地域福祉情報ポータルサイトの内容充実に係る問題について（福祉総務課）

本市の情報ポータルサイトでは、医療・介護・障がい・福祉など地域の事業所やサービスの情報を公開しています。医療情報について茨城県は、厚労省の「医療情報ネット（ナビイ）」を推奨しており、各医療機関や薬局等が登録更新するシステムになっています。また、介護・障がいの情報については「WAM NET」で情報公開され、地域のサロン等の情報については、社会福祉協議会のホームページで公開されています。同じような情報が公開されている中で、事業所に二重で登録する手間が発生することや、更新してもらえないことが問題と考えております。

4. 介護サービス事業所に対する市独自の支援について（介護保険課）

龍ヶ崎市単独の支援策や補助制度はありませんが、国において実施している処遇改善、介護テクノロジー導入、人材確保に向けた支援策の周知を図っています。

5. 特別養護老人ホームの待機者の推移について（介護保険課）

龍ヶ崎市の被保険者で特別養護老人ホームへの入所申込者されている方の直近3年間の4月1日時点の人数になりますが、令和4年が140人、令和5年が80人、令和6年が102人となっています。

6. 新モビリティサービスについて（都市計画課）

①実施にあたっての利用実績はどうか？

本格運行を開始した本年4月から、6月末までの利用実績として、3,162名の乗車がございました。内訳として、4月929名、5月1,109名、6月1,124名となっており、緩やかではございますが右肩上がりの傾向が続いております。

また、累計の利用登録者は1,911名となっておりますが、30代～70代までの各年代の割合が10%～16%と概ね同様の数値となっており、幅広い年代の方に認知・利用いただいているものと認識しております。

②西部地区への導入は検討されているか？

JR龍ヶ崎市駅をはじめとした市西部地域への乗入れのご要望は一定数寄せられているところでございますが、市西部地域を運行するコミュニティバス南が丘・サプラ線、佐貫・川原代線、若柴線は一定の利用者数がありますことから、引き続きコミュニティバスのような輸送量を確保できる交通手段での運行がふさわしいと考えております。

また、関東鉄道竜ヶ崎線や路線バス、一般タクシーといった民間の公共交通機関でもJR龍ヶ崎市駅への乗入れが可能であり、また一定の利用者がいる中、AIオンデマンド交通でも乗入れを行うとなりますと、他の公共交通機関との競合が発生し、民間交通事業者の経営を強く圧迫することにつながるものと考えております。

こうしたことから、JR龍ヶ崎市駅をはじめとした市西部地域への乗入れは行わず、市東部地域に限っての運行としているところです。

③他市町への移動は可能か？

市東部地域に限っての運行としておりますことから、他市町村への移動はできかねます。運行台数が限られる中、他市町村への乗入れを行うことにより、運行の長距離化や目的地の分散化により、運行効率が低下し、その結果として利便性の低下を招くものと考えております。

また、運行台数につきましても、全国的なタクシー運転士不足が叫ばれる中、タクシー事業者の協力の下、現状の2台を確保できている現状がありますほか、地域公共交通全体にかかる運行経費や運行の効率性など、様々な課題もありますことから、まずは現

行の運行体制の下、利用状況や他の地域公共交通の動向などを注視していきたいと考えております。

(佐子川委員)

【質問・意見】

(社会福祉協議会の進行管理シート)

1.

通し番号6 「元気サロン松葉館」について、今後の見通しを早めに市民に伝えて欲しい(心配している方が多い)。

2.

通し番号8 地域コミュニティ等への「福祉体験出前講座」ですが、現在のメニューは児童生徒を対象とした内容だと思う。大人向けにアピールするのであれば、実施団体とも内容を検討する必要があるのではないか。(例えば、避難所での対応について等)

(市の進行管理シート)

3.

通し番号6 「参加はしたいが、会場の予約当番が大変」という声も聞く。市の方で、優先的に会場(コミセン)を押さえることはできないか。LINE 予約になったとしても、高齢者の負担感は減らない。(できない方もいる)

4.

通し番号21 赤ちゃん訪問は、出産数比でどれくらいか。連絡がつかない等、心配な事案はあるのか。

5.

通し番号26 無料相談がLINE等ネット予約になったようだが、できない方もいるのではないか。弱者のための物なので、電話での予約を残す等、排除しない方法を考えて欲しい。

6.

通し番号44 「りゅうほー」リニューアルで、インフォメーションのページの「市からのお知らせ」と「その他のお知らせ」の色の見分けがつきにくい。内容を見れば分かるが、これはカラーユニバーサルデザインに則ったもののなのか。

7.

通し番号 70 「相談はあったが、ケアラーに該当しない」というのは、どういうことなのか。ケアラーの定義を狭くとらえているのか。

8.

通し番号 85 自治会長も経験し、現在も地域の防災委員会に関わっているが、福祉避難所が設置された場合の該当者が分からない。避難所への案内の判断はいつ誰がするのか等、具体的な動きが分かるようにして欲しい。

9.

通し番号 86 「防災マニュアル」だが、該当者への周知はどのようにしているのか。

10.

通し番号 93、95、96 高齢者や障がい者等、当事者からのヒアリングはしているのか。AI オンデマンド交通について、市中心部から JR の駅まで行けないのは不便。また、予約しても、到着時刻に幅があるようだが、実態や市民の評価はどうか。

11.

ホームページや「りゅうほー」については、多言語対応が進んでいるようだが、小中学生保護者向けの「スクリレ」に関しては、どうなっているのか。

【回答】

1. 元気サロン松葉館の今後について（社会福祉協議会→委託元の健康増進課が回答）

現在、市において、松葉館を含めた今後の松葉小学校の跡地に関して、地域住民や関係団体を委員とした「松葉小学校跡地検討委員会」を組織し、委員会における跡地活用に関する提言書策定に向けた検討が進められているところであります。

そのよう中で、今後の松葉館の状況につきましては、利用者懇談会等で適時ご報告させていただきますとともに、必要に応じ、施設利用者のご意見も伺いたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 大人を対象とした福祉体験出前講座の検討について（社会福祉協議会）

現在、福祉出前講座については、「車いす体験・手話体験・ボッチャ体験」などのメニューを、年間を通じてボランティア団体に依頼し、市内の全小学校と一部の高等学校で実施しています。しかしながら、担い手であるボランティアの高齢化等に伴い、年々調整が難しくなっている状況です。

このようなことから、ご指摘の福祉出前講座の大人向けの講座につきましては、現在の体制では、拡大するのは難しいと考えます。

近年、地域からの相談に応じて、コミュニティ協議会などを対象に、民間企業と連携しながら「終活講座」や「スマホ講座」、「認知症予防講話」などを実施しておりますので、今後、こうした活動を活用いただけるよう周知してまいりたいと考えています。

3. 各種体操講座の会場予約について（健康増進課）

コミュニティセンターの予約については、地域づくり推進課が所管になっておりますが、他のサークル活動や地域との公平性のため優先的に予約することは行っておりません。

4. 赤ちゃん訪問について（こども家庭センター）

赤ちゃん訪問実施率は、ほぼ100%です。ごく稀に訪問できないケースもありますが、連絡が取れないケースはありません。訪問ができない場合は、来所していただいたり、電話等で個別支援を行っています。

5. 無料法律相談の予約方法について（市民窓口課）

LINE からの予約をお願いしているところですが、どうしてもご利用できない方につきましては、電話や窓口での予約を受け付けしております。

6. リニューアルした「りゅうほー」の配色について（秘書広聴課）

広報龍ヶ崎『りゅうほー』は、カラーユニバーサルデザインを意識しながら制作を行っており、様々な色覚特性を持つ人の色の見え方を体験可能なスマートフォンアプリ「色のシミュレータ」なども活用しています。

一方で、印刷した際にインクの着色状況などにより、ご指摘のページがリニューアル以降、見えづらいケースがあることを把握しています。

そのため、今後、8月号以降にアイコンの変更を行う予定で準備を進めています。

7. ケアラーの捉え方について（福祉総務課）

ご指摘を受けて精査したところ、用語の使用を誤っていたことを確認しました。

一般社団法人日本ケアラー連盟によると、ケアラーを次のように定義しています。

こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと

無償でケアに当たっている方がケアラーであり、進行管理シートの記述は以下のようにするべきでした。申し訳ございません。以下の通り訂正します。

家族等のケアを行っている方からの相談を受けた際に、介護者のつどいの紹介や福

祉サービスの案内など適宜行った。（市が介入して支援した事案はなかった。）
ご指摘ありがとうございました。

8. 災害時の福祉避難所の運用・案内開始の判断等について（防災安全課）

福祉避難所への避難が必要な方につきましては、地域防災計画の中にも定められており、自分の生命・身体を守るための対応力が不十分な障がい者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）に該当する方とその家族の方が避難できる施設としております。

地震による災害発災時には、初動対応として市内各小学校区内にある小学校の体育館が避難所として開設されます。まずは、そちらに避難をしていただき、職員が上段に該当する方なのかを判断し、福祉避難所へトリアージを行います。また、自力で避難できない場合など、市災害対策本部にご連絡いただければ、対応する職員が自宅などに向かい避難所へ移送することも可能です。

なお、初動期には職員も同じく被災することも想定されます。そのため、人手が足りなくなることもあり、その場合、一旦は一般避難所内に福祉避難スペース（教室などに設置を想定）を設けて、そちらで過ごしていただき、時間経過の中で福祉避難所を開設するための人員確保ができ、開設準備が整ったらそちらに移動をしていただく流れとなります。

また、市の福祉避難所では対応ができない方については、民間の福祉施設と協定を締結しておりますので、そちらと連絡を取り合い、受入が可能となればそちらへの避難ということもあります。

水害の場合でも、避難所を開設する順序は地震の場合と同じですが、気象の動きが予測できるため福祉避難所を早い段階で開設準備することが可能です。その時点で市災害対策本部に福祉避難所への避難が必要な方がいるという連絡があれば、開設し受け入れを行うことができます。

以上が福祉避難所における本市の対応になります。

9. 「防災マニュアル」の該当者への周知方法について（障がい福祉課）

「障がい者と支援者のための防災マニュアル」は身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳交付時に配布しています。

令和6年度は点訳の会及び朗読の会の協力を得て、点訳版冊子と音読CD版の防災マニュアルを作成し、視覚障がいのある方に配布しました。

10-1. 当事者ヒアリングの実施について（障がい福祉課）

移動支援事業については毎年度申請してもらっており、申請時に利用者や家族から感謝の言葉をいただいております。利用の相談もありますが、移動支援を含め、障害福祉サービスや介護保険など関係機関と調整し利用を案内しています。

10-2. コミュニティバス等の当事者ヒアリングの実施及び AI オンデマンド交通について（都市計画課）

AI オンデマンド交通は、利用の少なかったコミュニティバス長戸・白羽線、大宮線、八原線の代替手段として本年4月から運行を開始したものであり、市東部地域に限って運行しております。

JR龍ヶ崎市駅をはじめとした市西部地域への乗入れのご要望は一定数寄せられているところですが、市西部を運行するコミュニティバス南が丘・サプラ線、佐貫・川原代線、若柴線は一定の利用者数がありますことから、引き続きコミュニティバスのような輸送量を確保できる交通手段での運行がふさわしいと考えております。

また、関東鉄道竜ヶ崎線や路線バス、一般タクシーといった民間の公共交通機関でもJR龍ヶ崎市駅への乗入れが可能であり、また一定の利用者がいる中、AI オンデマンド交通でも乗入れを行うとなりますと、他の公共交通機関との競合が発生し、民間交通事業者の経営を強く圧迫することにつながるものと考えております。

こうしたことから、JR龍ヶ崎市駅をはじめとした市西部地域への乗入れは行わず、市東部地域に限っての運行としているところです。

また、AI オンデマンド交通は、一般タクシーとは違い、予約型・乗合型の交通サービスとなっており、セダン型車両1台、ワゴン型車両1台の計2台で運行しております。

そうした中、通院や買い物目的での利用など、早朝から日中にかけての需要が集中する時間帯には、ご希望のお時間でのご利用が難しい場合がありますほか、AI が全体の効率性を判断しながら運行ルートや配車を決定しておりますことから、乗降の順番が前後する場合がありますといった現状もございます。

一方で、専用アプリを通じて得られた評価の内容として、9割を超える方から高評価をいただいております。即時予約が可能である点、一般タクシーと比較して安価にご利用いただける点、また乗務員の接遇などを高く評価いただいているものと認識しております。

本市としましても、こうしたAI オンデマンド交通の特性をご理解いただきながら、引き続きより多くの方にご利用いただきたいと考えております。

11. スクリレの多言語対応について（教育総務課から聞き取り、福祉総務課が作成）

「スクリレ」の言語切り替えは可能ですが、切り替えられるのは、アイコンのタイトルと機能の説明に限られ、掲載されている学校からの通知（テキスト、PDF）の言語は変わりません。

(青山委員)

【質問・意見】

1.

(社会福祉協議会の進行管理シート)

通し番号22 福祉機器の貸出は、実績件数が少なく、事務所移転に伴い保管庫も確保できないことから令和6年度をもって終了とあるが、その福祉機器は、どうしたのか？

2.

(市の進行管理シート)

通し番号96 運転ボランティアの募集、りゅうほ一、ホームページで積極的に行うべき。又、運転ボランティアは有償として受益者負担の観点から半分くらいの料金を取っても良いと思う。

利用者の制限をゆるやかにして、要支援1, 2、要介護1, 2、身障者手帳持参の希望者にも利用出来る様に。

【回答】

1. 貸出事業終了後の福祉機器について (社会福祉協議会)

実績件数は、延べ利用件数として一昨年度26件、昨年度19件(実利用者13名)と年々減少傾向にあり、そうしたことから、事務所移転に伴い廃止した経緯がございます。貸出を行っていたシルバーカーなど福祉機器につきましては、関係機関などへの譲渡も検討しましたが、事業開始から20年以上が経過しており、機器そのものがかなりの老朽化もしていたことから廃棄処分させていただきました。

2. 社協が実施する移送サービス事業について (福祉総務課→社会福祉協議会)

移送サービスですが、地域の助け合いということ趣旨として、本会所有の福祉車両1台を活用し、昨年6月から通院などの送迎を目的として開始しました。昨年度実績は、利用者9名(要介護の方8名、視覚障がいの方1名)に登録いただき、5名のボランティアの皆さんの協力のもと延べ31件の実績がございました。行き先としては、牛久市や取手市の医療機関への受診がほとんどとなっており、頻度としまして2カ月に1回程度の利用の方が多い状況でした。利用料金は、地域の助け合いというところから、原則無料とし燃料費の実費のみいただく形で運営をしています。有償化については、「福祉有償運送」として国土交通省の登録が必要となることから、当面は現状の形で運営を継続しながら、利用者の声を聞きつつ、今後の検討課題として調査・研究を進めていきたいと考えております。

また、利用者、運転ボランティアの募集については、民生委員児童委員さんはじめケ

アマネジャーなど関係者の皆さんに PR するほか、本会広報紙やチラシを作成し、コミュニティセンターに配布するなど周知に努めているところで、今後も継続していきたいと考えております。

このような状況の中において、要件を緩和するにあたっては、福祉車両の増車や担い手、協力者の確保など様々な課題がありますが、より幅広い方々の支援につながりますよう、行政とも協議を重ねながら、前向きに検討を進めてまいりたいと考えています。

(田島委員)

【質問・意見】

1.

2 ページ、通し番号 7 「人材バンク制度の登録推進」、5 ページ 4 3 番「外国語版『ごみの出し方』の提供」、6 ページ 4 7 番「市民活動センターによる活動支援」、4 8 番「市民活動団体に対する財政的支援の実施」、5 0 番「まちづくりポイント制度の推進」、5 1 番「まちづくり・つなぐネットの推進」、7 ページ 5 4 番「おはよう SUN 訪問収集の実施」について

進捗状況（評価）はいずれも「課題がある」となっていますが、「課題が何なのか」「それをどのように解決しようというのか」が良く分かりません。分かりやすく説明をお願いします。

2.

2 ページ、1 1 番「高齢者ふれあいサロン活動を運営する団体等への支援」について支援の内容は何か、お尋ねします。

3.

2 ページ、1 4 番「福祉の総合相談窓口の設置」について

「福祉コンシェルジュ」とは、どのような資格を持った、どのような立場の人なのでしょうか。

4.

4 ページ、3 3 番「救急医療情報安心キットの配付」について

障がい福祉課は、令和 6 年度の配布者が 0 名となっていますが、その理由をお尋ねします。

5.

1 2 ページ、9 4 番「乗合タクシーの運行」について

利用の目標数値はあるのでしょうか。近年の利用状況を教えてください。

【回答】

1. 「課題がある」と評価した項目の課題と解決方策について（文化・生涯学習課、生活環境課、地域づくり推進課）

○通し番号7「人材バンク制度の登録推進」

【課題】人材バンクに関する問い合わせがあまりなく、そのため利用実績数も少ない現状があり、市民に活用されていないという課題がある。

【解決に向けて】人材バンクの登録者数は、令和5年度に登録者の更新をしたところですが、R7年7月時点で69人となっています。分野也多岐にわたっていることから、より一層の周知を図るとともにコミュニティセンターの講座の講師候補として紹介していくなど、人材バンクを市民に周知し、より活用していただけるよう取り組んでまいります。

○通し番号43「外国語版「ごみの出し方」の提供」

「課題が何なのか」

- ・分別ルールの周知が十分ではなく、分別されていないごみが出され、「違反ごみ」となることで集積所にごみが残ってしまう

「どのように解決するのか」

- ・これまで対応してきた外国語以外（ベトナム語等）にも、「ごみの出し方チラシ」を翻訳して作成します
- ・居住する外国人の母国語を確認し、その国にあった外国語を翻訳します
- ・外国人を雇用する企業に対して、外国人に対する「ごみ出しの講座」などを連携して実施します。また、市内に居住する外国人が集まる拠点へ訪問し、ごみ出しに関して不明である点などの聞き取りを行ったうえで、適切なごみ出しが行えるよう情報提供を行います

○47番「市民活動センターによる活動支援」

課題：市民団体の活動は、コロナ禍の最中は活動が停滞していたが、終息後の現在は、少しずつ回復傾向にあるものの高齢者層がその中心にあり、若者層の活動自体が伸び悩んでいる。

解決等の方法：市民活動センターでは、若手アドバイザーを招聘することで若者目線に立ち、また興味を惹くような取り組みを計画・実施して行くことにより若者層の取り組みを図っています。

○48番「市民活動団体に対する財政的支援の実施」

課題：市内の市民団体のうち、結成して日が浅い団体や、これから事業等の拡充を図りたい団体を対象とする補助金制度を設けているが、本補助金制度終了後は、運営事業費面において自立し活動できる団体が十分に育成出来ていない。

解決等の方法：市民活動センターが、本補助制度を周知・活用するための仲介者として

の役割を担うことで、利用団体の増加を図るとともに、補助金利用団体の事例報告会等の開催を通して団体間の情報共有と自立した活動を行うためのサポートに取り組みます。

○50番「まちづくりポイント制度の推進」

課題：本制度開始後10年以上経過したが、本制度の積極的な利用者は、一部の団体であり、市民活動全般の活性化を図るための制度とした当初の目的を達成するには、現行制度の運用では十分ではないと認識している。

解決等の方法：個人で取り組んだ活動に対して、正しくそして速やかにポイントを付与する方法として、現行のシールを団体に配付する方法に変わって新たにポイント制度のデジタル化を進めたいと考えています。また併せて若者層が市民活動に参画するためのきっかけづくりとして、改めて制度構築を進めたいとも考えています。

○51番「まちづくり・つなぐネットの推進」

課題：活動自体は盛況であるものの、それは特定団体の活動に限られており、新規の団体や新たな活動を取り込めていない。

解決等の方法：市民活動や市民団体に関するノウハウがある市民活動センターに、令和7年度より業務を移管することで、円滑な橋渡しが行えるよう取り組みます。

○54番「おはようSUN訪問収集の実施」

「課題が何なのか」

- ・現在のところ、市職員による直営で事業を実施しているが、高齢化社会の進展により利用世帯数が毎年増加している
- ・現状は、職員のみが訪問収集の対応をしているが、利用世帯数の増加に伴い、現在の職員体制では従前の事業の継続が困難になる

「どのように解決するのか」

- ・民間の業務委託や地域住民との連携など、多角的な視点から検討を行います

2. 高齢者ふれあいサロン活動団体に対する支援の内容について（福祉総務課）

支援の内容については以下の通りです。

○活動開始準備費（活動を開始した初年度に限り）

機材・資材・書籍等の購入、チラシ・ポスター報告書等の印刷費、看板代、材料費、消耗品等の準備費用を上限10万円支給

○活動費及び活動場所維持費

活動費：実施回数が月2回又は3回、1回の開催において5人以上かつ2時間以上を満たして1年間活動した場合、年額2万円を支給

活動居場所維持費：集会室等の決められた利用料、活動場所等の賃貸契約を締結し賃借料として1月の上限2万円を支給（活動状況によっては、最大10万円まで支給）

○その他の支援

教養講座等に対する市職員の派遣、広報紙等による市民への周知、市所有の資材の借用等

3. 福祉コンシェルジュについて（福祉総務課）

令和7年4月の保健福祉棟の稼働開始に併せ、総合案内窓口の職員を、以下の役割を担う福祉コンシェルジュを兼ねる形で配置しています。

- ・福祉に関する制度・事業等の案内（専門的な内容を要しないガイダンス）
- ・相談を受ける所管課専門窓口等への適切なつなぎ
- ・建物内で開催している講座等への誘導

当該職員は福祉の資格を要件としていませんが、相談があった際の対応方法や健康福祉に関する庁内各課等の所管事項を掲載した運用マニュアルを配布し、来庁された相談者の負担軽減に努めています。

4. 「救急医療情報安心キットの配付」について（障がい福祉課）

身体障がい者手帳交付時に案内していますが、すでに福祉総務課で配布している方が多く、障がい福祉課での配布には繋がっておりません。今後も窓口で案内し、配布に繋がるよう努めてまいります。

5. 乗合タクシーの運行について（都市計画課）

乗合タクシーの利用目標として、本市の地域公共交通に関するマスタープランである、「龍ヶ崎市地域公共交通計画」の中で、【地域公共交通利用者数】という評価指標がございます。

この項目では、関東鉄道竜ヶ崎線利用者数、路線バス（日中時間帯）利用者数、コミュニティバス利用者数、乗合タクシー利用者数の2021年度実績として、929,628人（うち乗合タクシー 4,362人）となっているところ、2030年度目標として、約1,186,000人（うち乗合タクシー 5,051人）といった数値を設定しております。

そうした中、乗合タクシーの利用実績としましては、令和4年度 4,694人、令和5年度 3,913人、令和6年度 4,854人ととなっており、年度によりばらつきはございますが、毎年概ね4,000人前後の方にご利用いただいております。

また、利用者の年代の割合を見ても、80歳代が約40%と最も多く、次いで70歳代が約30%、90歳代及び60歳代が約10%と、高齢者の利用が多くを占めている状況です。

その他、目的地の割合（※自宅を除く）としましては、済生会病院が約50%と最も多く、次いで市民窓口ステーションが約30%、市役所が約10%となっており、通院や買い物などを目的とした利用が多いことが伺えます。

今後も、利用促進を図りながら、駅やバス停などへの移動が難しい方などのセーフテ

ィネットとして運行を続けてまいりたいと考えておりますが、本年4月から、市東部地域においてA I オンデマンド交通「龍ヶ崎のるーと」の本格運行が始まり、乗合タクシーの利用者の動向にも一定の影響が出てくる可能性がございますので、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

議事（２）計画期間等の見直しについて

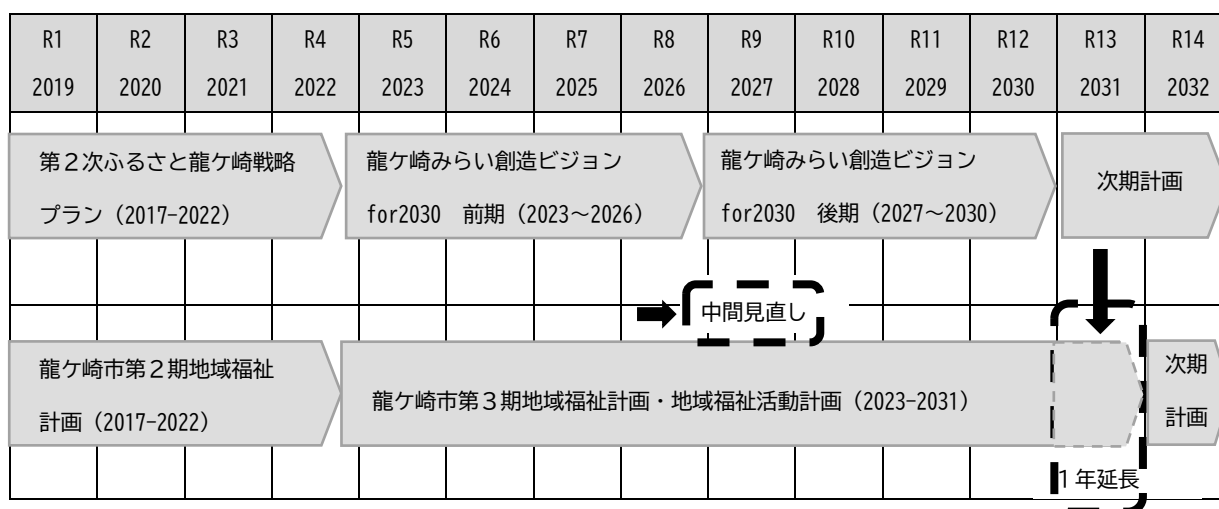
・本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」と同時期に策定することとしていた。

・しかし、策定の際、最上位計画が定まらない中で作業することとなり、困難を生じた。

・他の分野別計画では、教育プランなど、最上位計画策定後１年遅れて策定しているものが多い。
また、本計画同様、計画期間を最上位計画に合わせていた地域公共交通計画は、最上位計画と計画期間の終期が同時期となっていたところ、次期最上位計画の内容を踏まえて次期地域公共交通計画を策定していくものとするため、地域公共交通協議会での承認を得て計画期間を１年延長し、中間見直しを１年延期している。

・これと同様の考え方により、本計画の計画期間を次期最上位計画策定後の令和１３年度末に１年延長したく承認を得たい。

・併せて、最上位計画の後期計画策定後の令和９年度に中間見直しを行うこととしたく、こちらについても承認を得たい。



(参考) 第3期計画から抜粋 ※7, 9ページ

第3節 計画の位置づけ

本市の他の計画との関係

「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画・龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画・（龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」（以下、「本計画」という。）は、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」や社会福祉法の規定などに則って策定する、地域福祉に関する計画です。本計画に関連する他の計画は高齢者や防災、交通など分野別ですが、本計画はそれらを含む様々な分野のうち地域福祉に関することがらを横断的に取りまとめた計画です。そのため、本計画では、関連する他の本市行政計画等とも連携しながら地域福祉を推進します。

(中略)

第4節 計画の期間

本計画の期間は、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」と同じく、令和5（2023）年1月から令和13（2031）年3月までの概ね8年間とします。

そのため、今後の社会情勢などの変化に応じて新たな課題が顕在化することも想定されます。また、取組指標の目標値の時期を「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」に合わせて令和8（2026）年としています。以上のことから、中間にあたる令和8（2026）年度に、目標値の再設定を含む内容の見直し・再検討を行うこととします。